

令和7年9月定例会

商工建設常任委員会会議録

令和7年9月18日・22日

場 所 第5委員会室

令和7年9月18日(木曜日)

業務委託先の公募について

○閉会中の継続審査について

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和7年度宮崎県一般会計補正
予算(第2号)

○議案第2号 令和7年度宮崎県港湾整備事業
特別会計補正予算(第1号)

○議案第5号 使用料及び手数料徴収条例の一
部を改正する条例

○議案第8号 宮崎県港湾審議会条例の一部を
改正する条例

○議案第9号 工事請負契約の締結について

○議案第11号 工事請負契約の変更について

○報告事項

- ・県が出資している法人等の経営状況について
公益財団法人宮崎県機械技術振興協会
公益財団法人宮崎県産業振興機構
公益財団法人宮崎県観光協会
公益財団法人宮崎県国際交流協会
公益財団法人宮崎県建設技術推進機構
宮崎県道路公社

・損害賠償額を定めたことについて

○その他報告事項

- ・宮崎県中小企業振興条例及びみやざき産業振
興戦略に基づく令和6年度の主な取組につい
て
- ・令和6年宮崎県観光入込客統計調査結果(概
要)について
- ・宮崎県観光振興計画に基づく令和6年度の主
な取組について
- ・みやざきグローバルプランに基づく令和6年
度の主な取組について
- ・「新宿みやざき館KONNE」飲食店舗運営

出席委員(7人)

委 員 長	内 田 理 佐
副 委 員 長	山 口 俊 樹
委 員	日 高 博 之
委 員	福 田 新 一
委 員	坂 本 康 郎
委 員	岩 切 達 哉
委 員	脇 谷 のりこ

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	児 玉 浩 明
商工観光労働部次長	松 浦 好 子
企業立地推進局長兼 企業立地課長	今 村 俊 久
観光経済交流局長	鬼 塚 保 行
商工政策課長	河 村 直 哉
経営金融支援室長	長谷川 誠
企業振興課長	徳 地 清 孝
先端技術産業推進室長	加 藤 和 樹
雇用労働政策課長	湯 浅 聡
観光推進課長	矢 越 智 郁
スポーツランド推進課長	渡 邊 陽 生
国際・経済交流課長	牧 浩 一
工業技術センター所長	鍋 島 宏 三
食品開発センター所長	黒 木 俊 幸
県立産業技術専門校長	守 部 丈 博

県土整備部

県土整備部長	桑 畑 正 仁
--------	---------

県土整備部次長 (総括)	海野由憲
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	中原学
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	迫節夫
高速道対策局長	山浦弘志
管理課長	小菌真二
用地対策課長	前村敦子
技術企画課長	植村幸治
工事検査課長	佐藤祐之
盛土対策課長	前田秀高
道路建設課長	椎葉倫男
道路保全課長	大部菌一彦
河川課長	中武透
ダム対策監	山下修
砂防課長	三橋剛
港湾課長	那須紘之
空港・ポート セールス対策監	高澤俊満
都市計画課長	村岡昭彦
美しい宮崎づくり推進室長	丸岡浩二
建築住宅課長	松田真二
高速道対策局次長	杉本達哉

事務局職員出席者

議事課主査	春田拓志
政策調査課主任主事	岩倉有希

○内田委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります。

お手元に配付いたしました委員席案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、御覧のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時4分再開

○内田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本日の委員会に2名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

傍聴される皆様をお願いいたします。傍聴人は受付の際にお渡ししました傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただくようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、商工観光労働部長の概要説明を求めます。

○児玉商工観光労働部長 説明に入ります前に、2点お礼と御報告を申し上げます。

まず、海外におけるトップセールスについてであります。

本議会開会日におきまして、知事からも報告があったところですが、6月の台湾訪問では福田委員に、そして8月のアメリカのロサンゼルス訪問では日高陽一副議長に、そして同じく8月の韓国訪問では、外山議長及び内田委員長にも御同行いただきまして、県産品の販路

拡大や国際定期便の維持・拡充に向けてお力添えいただきまして、誠にありがとうございました。今後も海外に向けた取組を積極的に進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き御指導賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、大阪・関西万博における九州7県合同催事についてであります。

今月3日から5日にかけて、万博会場内におきまして九州7県合同で連携して催事出展をしてまいりました。オープニングの日には、脇谷委員にもちょうどお会いすることができ、その後、フェイスブックでも情報を発信していただき、本当にありがとうございました。この3日間、WASSEという会場を埋め尽くすように約4万7,000人という多くの来場がございまして、本県ブースにも長嶋茂雄さんのユニフォームなどスポーツランドみやぎの魅力や、宮崎牛や焼酎といった本県の食などを求める行列が絶え間なく続くなど、本当にありがたいと思ったところでございました。本県の持つ様々な魅力を十分に発信できたと考えております。引き続き、国内外に向けて宮崎の情報発信等を進めてまいりたいと考えております。

それでは、本委員会でご審議いただきます内容につきまして、議案とその概要を御説明いたします。

お配りしております常任会資料の2ページの目次を御覧ください。

まず、1の予算議案でございますが、議案第1号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」では、電気料金が高騰する中で特別高圧電力を受電する県内企業への支援やふるさと納税の寄附金の増額に伴う経費の増加のため、予算を計上するものであります。

次に、2の報告事項ですが、県が出資してい

る法人等の経営状況について御報告いたします。

最後に、3のその他報告事項といたしまして、宮崎県中小企業振興条例及びみやぎ産業振興戦略に基づく令和6年度の主な取組についてなど、5件について御報告させていただきます。

それでは、3ページを御覧ください。

商工観光労働部の補正予算額について、表にまとめております。

一般会計の補正額は、表の2段目、一般会計の行、左から2列目の欄にありますとおり、1億2,598万4,000円の増額であります。

この結果、商工観光労働部全体の補正額は、表の1段目、商工観光労働部の行、左から2列目の欄にありますとおり、先ほどの1億2,598万4,000円が増額となりまして、その隣の補正前の額48億9,536万1,000円に今回の補正額を足した補正後の額は49億2,134万5,000円となります。

なお、議案及び報告事項の詳細につきましては、この後、担当課長から御説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○内田委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○徳地企業振興課長 企業振興課の補正予算につきまして御説明いたします。

常任委員会資料の4ページをお開きください。

当課の補正額は、表の左から3列目、補正額の欄のとおり9,011万3,000円の増額をお願いしております。

その結果、右から3列目、補正後の額は18億2,843万6,000円となります。

内容につきましては、5ページで御説明いたします。

5ページを御覧ください。

表の左から3列目、(事項)産業集積対策費、補正額9,011万3,000円の増額であります。説明及び事業名欄にありますとおり、物価高騰対策に伴う補正となります。

詳細につきましては、6ページを御覧ください。

「特別高圧電気料金激変緩和事業」でありまして、予算額は9,011万3,000円、財源は国庫・重点交付金となります。この事業は、事業目的にもありますとおり、電気料金が高騰する中、その一部を支援することで、特別高圧電力を受電する県内中小企業等の負担軽減を図るものでございます。

7ページを御覧ください。

表にありますとおり、電力区分は、一般家庭などの低圧電力、工場・オフィスなどの高圧電力、大規模な工場やショッピングモール等が利用する特別高圧電力に分かれております。

このうち、低圧及び高圧電力につきましては、国が電力会社に対して一定額を補助することで利用料金を引き下げ、負担軽減を図っておりまして、事業内容の欄にありますとおり、今年7～9月の3か月分について支援が実施されております。

一方、この対象とならない特別高圧電力につきましては、国は重点交付金を活用して事業者を支援するよう推奨しており、本事業はこれを受けて、特別高圧電力を受電する中小企業等を支援するものであります。

6ページにお戻りください。

事業概要であります。県内に事業所を有する特別高圧電力を受電する中小企業等に対して、国の支援期間に準じて、令和7年7～9月使用分の電気料金を支援いたします。補助額につきましては、国の補助単価を参考に、令和7年

7月及び9月使用分が1キロワットアワー当たり0.5円以内、8月使用分が1キロワットアワー当たり0.6円以内としたところであり、県が県内中小企業等へ直接補助いたします。

成果指標につきましては、本事業が負担軽減につながったと回答する企業等の割合100%としており、事業の期間は令和7年度のみとなります。

○**牧国際・経済交流課長** 続きまして、国際・経済交流課の補正予算について御説明いたします。

常任委員会資料の8ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、表の左から3列目、補正額の欄にありますとおり、一般会計で3,587万1,000円の増額補正をお願いしております。

この結果、補正後の一般会計予算額は、右から3列目、補正後の額の欄にありますとおり9億3,865万8,000円となります。

補正の内容につきましては、9ページを御覧ください。

表の左から3列目の(事項)県産品販路拡大推進事業費で、説明及び事業名の欄のとおり、1、「ふるさと宮崎応援寄附金拡大事業」の所要見込額の増に伴う補正となります。

事業の詳細の内容につきましては、10ページを御覧ください。

この事業は、事業の目的にありますように、ふるさと納税制度を通じて、県産品をはじめ本県ならではの多彩な魅力を発信することにより、地場産業の振興や地域内経済の循環、認知度向上につながるものであります。

今年度、寄附金が当初の想定以上に増加しておりまして、直近の伸び率を勘案しますと、当初予算比で約5割の増加が見込まれているところであり、それに伴い、寄附ポータルサイトの

利用料や返礼品調達費用などの事務経費が増加することから、ふるさと納税の管理運営全般に係る委託料等を増額するものであります。

なお、寄附金が伸びた理由といたしましては、寄附金を募集しているポータルサイトが令和6年3月末に4つのサイトであったところ、本年8月末時点で16サイトにまで拡大したことや、返礼品につきましても、令和6年3月末に215品目であったものが本年8月末時点で450品目となっており、今年度中には約500品目にまで達する見込みであり、寄附機会の拡大が主な要因であると考えております。

○内田委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

○坂本委員 「ふるさと宮崎応援寄附金拡大事業」について伺います。

品目についての御説明がありましたけれども、品目が少ないから増やせということでここまで来たということで、その反対のことを言い出すと何が言いたいのかという話になりますが、県の寄附金が増えていく一方で、市町村との調整と申しますか、市町村との問題は発生していないのかを確認させていただけますでしょうか。

○牧国際・経済交流課長 県と市町村のバランスということで考えますと、県も市町村も合わせた合計金額ですけれども、令和5年度と令和6年度を比べますと62億円増えており、宮崎県全体が伸びているという状況にあります。宮崎県の増分は僅かといえますか、何十億円もない状態であり、最近では宮崎市の伸びが大きかったりしていますので、県が増えたから市町村が減ったという状況ではないと見ております。

○坂本委員 もう一点、成果指標に令和4年度との比較が出ていますが、ホームページを見ますと、既に令和6年度の実績が発表されている

ようです。令和4年度を持ってこられた理由は何でしょうか。

○牧国際・経済交流課長 ふるさと納税が年によって多少の増減があることを勘案しまして、長いスパンでの傾向を見て取るという意味で令和4年度を比較しています。そこから右肩上がりの直線が引けるようなイメージで令和4年度を設定したところです。

○日高委員 ふるさと納税額の実質収支といえば、市町村の場合は50%前後になりますが、県の場合どのくらいでしょうか。

○牧国際・経済交流課長 ふるさと納税のスキームとしては、県も市町村も同様ですので、寄附収入額のおおよそ半分額が調達経費に回されて、残り半分が財源として使えるという仕組みになっています。

○日高委員 財源というのはどこに行くのか。

○牧国際・経済交流課長 宮崎県の場合は、大きな計画・施策・柱に基づいた寄附を募集しております。頂いた寄附金は、現在、一般財源化していますが、大きな個別の事業というより、施策や大きな柱ごとに仕分けて財源化しているという整理をしているところです。個別の事業ということではないです。

○日高委員 よく分からなかったのですが、取りあえず目的があって、いろいろな事業に細切的に充てているということですね。それはそれでいいですけども、例えば今後、県が本格的に市町村と競争するぐらい、ふるさと納税に力を入れるということも考えられるのか、そのあたりをお聞かせください。

○牧国際・経済交流課長 まず、県と市町村のバランスということで言いますと、例えば、宮崎県はマンゴーが一番人気ですけども、マンゴーは県内の市町村で扱っていますので、取り

合いになるというのはあまり望ましくないと見ております。県としては市町村の圏域といいますか、頑張りを邪魔しない程度で頑張る必要があるということで、バランスを見ながらやっていく必要があると考えております。

○日高委員 どの県もそんな感じなのかと思っておりますが、いわゆる一定のバランスを取るために、市町村に頑張ってもらうために県が補うというのは宮崎県のスタイルだと思うんですけども、これに定義はあるんですか。

○牧国際・経済交流課長 総務省の調査と結果を見ますと、各県によってそのあたりは若干ばらつきがあるようでございます。明確な定義はございませんので、それぞれの県で、積極的に取りにいつている県もあるようでございますが、おおよそはバランスを見ていると思えます。明確な仕分けのルールはございません。

○日高委員 はっきり言えば、それも知事の政治姿勢だと思います。やると言ったらやる。知事が変わればやるかもしれない、それを否定できないということでしょう。

一つ言いたいのは、マンゴーはほかの地域にもあるから、県はそこを尊重してという話ですけども、宮崎県全体を合わせたら500～600億円近いふるさと納税が集まっているわけでしょう。宮崎県は、北海道に次いで2位だったはずなんです。それを考えると、県として市町村も取りまとめて、食材の宝庫とかで、宮崎県全体で成果をこれだけ出しているからこそ、これだけふるさと納税の寄附金額が上がっているんだという、そういった考えには持っていけないものではないでしょうか。

○牧国際・経済交流課長 現在のところ、県が市町村を指導していくという立場にはございませんが、都城市でいくと、焼酎等にいくという

ふうに、それぞれの市町村がそれぞれの独自色を出しているというところは見て取れますので、そのあたりと連携しながらといいますか、お互いのいいところを認め合いながら、尊重しながらといいますか、そこは県のほうが頑張れという姿勢で一緒になってやって、取り組んでいけたらと思っております。

○日高委員 だから、全国の統計調査とかになると、県単位だと1位北海道、2位宮崎県とあるんです。都城市がとか言う前に、県として頑張っているよねという話じゃないのかと。その話に持っていかない限りやばいです。知事が変わったら、県が都城市に勝てるようにやるぞとかもありますよ。定義がないから、それでも全然問題ないわけでしょう。

だから、宮崎県が全国で2位というのは、県としてしっかりと農業を守る、観光をしっかりと包括的にやっている、その成果として市町村が頑張っているから、宮崎県のふるさと納税額は全国2位だということにはならないですか。

○児玉商工観光労働部長 本県がふるさと納税で全国2位だと委員から御紹介ございました。こういったことがニュースで取り上げられて、ひいては本県の注目度が高まって、何が評価されているのかといたら、宮崎県の農産品、加工食品、焼酎もございませすし、その他もろもろのものが評価されているから、ふるさと納税をしていただけるということになっていると思えます。県としましては、本県のPR効果として、とてもよろしいですし、やはり食べてから興味を持っていただく——チキン南蛮の話もございませすけれども、本場の味を体験したいということで御来県される方もいらっしゃいます。そこもプラスに捉えまして、今後も市町村と連携してやっていく必要があると思っております。

「ふるさと宮崎応援寄附金拡大事業」は本県の事業ですけれども、ふるさと納税については、市町村とも意見交換等を行っておりまして、情報共有等もさせていただいております。市町村によって、ふるさと納税の返礼品として扱っていただける地域の産品にばらつきがあるのも事実であって、その中で先進的な取組をしている市町村の取組についての情報共有等もさせていただく中で、本県全体でふるさと納税のレベルアップができるかと思っています。

そういった取りまとめというか、情報共有の場を構築というのは、やはり県だからできることだと思っていますので、そのような形で市町村とも連携して行って、ふるさと納税の獲得については今後も引き続き努力してまいりたいと考えております。

○日高委員 だから、PRするかしないかの話です。今の答弁はするかしないのか分からない。

県としてしっかりとこれだけ市町村を取りまとめてやって、しっかりと条件づけて、これだけの返礼品があることをPRする必要があるのにPR不足が問題です。この中には、広報戦略室長をしていた方もいらっしゃるみたいですが、PR不足なんです。だから、そこはもう少ししっかりやらないと駄目だということをこの間少し話したわけですので、よろしく願います。

○内田委員長 これは要望ですか。

○日高委員 はい。

○福田委員 少しこんがらがってきたんですけど、ふるさと納税というのは市町村がやっていて、県もやるということはあるんですか。

○牧国際・経済交流課長 市町村と県と自治体の実施しています。

○福田委員 県単位でもやっているんですね。先ほど坂本委員から出た市町村と県との問題はたくさんあると思います。例えば、都城市だと焼酎と肉で出していますよね。それについて、県としてもとか、いろいろ取決めとかいうのは問題が出てくるんじゃないかと思いますが、そんなことはないですか。

○牧国際・経済交流課長 焼酎ですと産地が明確ですので、おらがまちの焼酎ということで売り出そうかと思っています。牛肉ですと、それもそれに近いところで、地元の畜産農家が出荷されたというもので明確になってくると思うので、地元の自治体としてはそこをメインに扱われるのが当然だと思います。

県はそういった産地に縛られない、例えば、焼酎であればセットとして売り出したり、いろいろな味わいが楽しめるようなパッケージとして売り出したり、工夫をしながら市町村との共存ができるような取組や仕掛け、商品造成をいろいろと考えているところです。

○福田委員 県産品をはじめ本県ならではの多彩な魅力を発信するためということでの予算ですけれども、先ほど450～500品目に増えるとかおっしゃいましたよね。増やす品目というのはどういうものがあるんですか。

○牧国際・経済交流課長 詳細なデータは手元にはないですが、現在、積極的に商品造成しているのは牛肉に限らない肉類です。あとは天然水とといいますか、水です。そういった新しい分野の商品も今、増やすように取り組んでいるところです。

○福田委員 500品目の産地がどこになっているのかは、インターネットか何かで見ることができるとは。

○牧国際・経済交流課長 産地の明示は必要に

なってきますので、そういった商品情報は必ず提供するようにしております。

○脇谷委員 ふるさと納税をする立場にとってみれば、全国のおいしいものをサイトで探して、市価よりも少し高いけれども、購入した上で住民税などの控除ができるということがメリットでやっていくわけです。

今回の事業において、ふるさと納税に対してのサイトの利用料や送料などの経費として3,500万円余の経費を足して、補正後額が1億800万円余という形でいいのでしょうか。

ふるさと納税寄附額が令和4年度は1億260万円余ですよね。補正後額が1億800万円余ということは、経費のほうが多くなるような気がします。これに減税も含めると、この3つの関係はどのようになっているのかをお聞きしたいです。

○牧国際・経済交流課長 補正後の数字1億828万9,000円は事務的経費、その他全ての経費を含めたものとなっております。委託料以外のもも含んでおります。成果指標に示している1億8,200万円は、純粹に寄附だけの数字となっております。似たような数字ではあるんですが、別物の積算となっております。

○脇谷委員 いやいや、寄附額は令和4年度の段階で1億200万円余であって、今度、経費の総額が1億800万円余になるということですよ。もちろん、令和6年度段階ぐらいしか分からないと思いますが、寄附額は相当増えたとしても経費総額は1億800万円余ですよ。これに減税額というのもあります。だから、寄附総額、経費、減税額という3つが欲しいところです。減税額というか、控除額です。つまり、経費と控除額を合わせたのが結局こっちには入ってこない。実質のプラスじゃないわけです。だから、今のふるさと納税の寄附額がいくらかは分かり

ませんが、寄附額が全部来るわけじゃないですよ。そこから経費を差し引いて、プラス控除額は別のところで、住民税だか県民税だかが引かれるというところで、残った額というのは一体どのくらいなのかが知りたいわけです。これがもしかするとマイナスになるかもしれないし、今の段階で補正後額1億800万円余を入れたとして、プラスになるのかマイナスになるのかということを知りたい。

○牧国際・経済交流課長 まず、ふるさと納税のスキームでは、寄附総額の半分程度が事務的経費として取られ、残り半分が寄附を行った自治体の財源となります。寄附総額の半分が事務的経費、残りの半分はふるさと納税を行った自治体の収入となります。委員のおっしゃった住民税等の控除の話は、この寄附の扱いとは別の話でございまして、お住まいの地域の自治体が控除する話ですので、ふるさと納税に財源を求められるものではありません。

例えば、東京都では、ふるさと納税がたくさん活発に行われることによって、減額されたというようなニュースもあります。それは、ふるさと納税を行った方が住んでいる自治体の収入に関わることであって、寄附先の自治体が、減税分をふるさと納税から賄うというものではないということです。寄附された方、東京都なら東京都の住民税が減るだけであって、ふるさと納税をいただいた宮崎県としては控除額とは関係ないということでございます。

○脇谷委員 もちろんそうなんだけれども、県民税は控除されるでしょう。宮崎県民が山梨県の梨を買ったとして、宮崎県民の控除はありますよね。ふるさと納税がいろんなところから来るから、プラスというのは分かるんですが、宮崎県民が向こうに出した分の控除額というのは

もちろんあるだろうから、もちろんそこからマイナスになるというわけではないだろうけれども、そのこのところは別立てで幾らぐらいかということが知りたいと思っています。総務部税務課の説明が必要かもしれないですね。

そしたら、経費は半分ということをおっしゃいましたよね。経費が半分ということは、1億200万円余の半分の約5,000万円が経費という形になるわけですか。ということは、令和8年の1億8,000万円余の半分である約9,000万円を経費として——補正総額の1億800万円余に限りなく近いんですけども、そういった形と見ていけばいいわけですか。

○牧国際・経済交流課長 おっしゃるとおりで、単純に言えば、半分が経費で半分が収入となります。

それと、先ほど委員が御質問されましたふるさと納税を県民が利用した場合に宮崎県が被る控除についてです。総務省が数値を出しておりまして、本県の場合ですと約32億円が控除されているという数字が公表されておりますが、それは我々の商工観光労働部の所管ではなく、総務部の所管になろうかと思えます。

○山口副委員長 ふるさと納税についてですが、今年度のふるさと納税の見込みをきちんとおっしゃっていただかないとなかなか議論ができないので、教えていただけますか。

○牧国際・経済交流課長 現在、まだ受付をしている最中ですが、我々としては、最終的には2億1,900万円ほどになるという推計を立てているところでございます。

○山口副委員長 非常に頑張ってくださいというんですけども、2億1,900万円となってくると、こちらの成果指標に書いてある令和8年度の1億8,000万円余は確実に超えてくるで

あろうということになります。成果指標の見直しということについても、補正予算を上げる以上は、私としてはぜひやっていただきたいところではあります。

目標のさらに上を行けと言ったら、いつまでも成果指標を達成できないじゃないかという話もあると思うんですけども、達成したということをおっしゃるはしっかり評価しますので、それを踏まえて新しい目標というのは何かあるのでしょうか。

○牧国際・経済交流課長 私どもとしては、成果が出ているということで非常に頑張りがいがあると思いますか、まだまだ伸びる余地があると前向きに捉えているところでございます。この目標値ですが、もっと高くしてもいいのではないかと委員の御指摘もごもっともかと思えますけれども、堅実なところでこの数字を出させていただいております。これを最低ラインとして、上回るような取組をしていきたいと考えております。

○山口副委員長 確認ですが、成果指標の見直しは行わないということですね。令和7年度時点で、達成するだろうということはほぼ確実な状況ではあるが、令和8年度の最終的な事業の成果指標の見直しは、現時点では行うつもりはないということですか。

○牧国際・経済交流課長 現段階では、数値は動かしておりませんが、2月補正の時期に令和7年度の収入見込みがほぼ見えてきたところで上方修正ができるんじゃないかという、検討することはあるかと思っております。

○山口副委員長 補正で上げてきていらっやって、既にこの補正もしっかり見込みで見られているはずなので、超えることは確実であって、この時点で目標修正は可能だと思うんですが、

今回の補正を上げるに当たっての目標修正の議論としては、もう少し様子を見てからにしましょう、年度末まできちんと超えるかどうかを確定させてから目標修正にしたいですということになったと理解しておけばよろしいでしょうか。

○牧国際・経済交流課長 例年、2月の歳入の補正予算の時期に行っておりますので、そのタイミングでまた検討させていただきたいと考えております。

○日高委員 今はウナギの人気があるから、ウナギを入れれば伸びます。はっきり言ってみれば、これは県がウナギを入れる勇気があるからです。市町村と取り合いをしているわけだから。

ふるさと納税の取組として、県が目指す方向はどこなのかなど。ただ単に、毎年度ちょっとずつ伸びてきていますねと淡々とやっているのか。課長が言うように、目標を少しでも伸ばして頑張っていこうというのがあるけれども、県のふるさと納税の着地点みたいなものは全く分からない。

○児玉商工観光労働部長 先ほど課長のほうから御説明いたしましたけれども、県では、焼酎について幾つかの銘柄を組み合わせ返礼品として仕立て、県全体の物産についての注目を集めるような努力等をしております。市町村がそれぞれ工夫を凝らしておられているんですけれども、県としましては、県全体の返礼品等を充実させていくことで、県全体の県産品についての認知度を高める、ひいてはふるさと納税についても獲得を目指しているところでございます。

先ほど、副委員長から御指摘いただきましたけれども、この成果指標については当然見直していくべき話でございます。ただ、冒頭に課長が申し上げましたように、ふるさと納税の寄附額は年によって大変ばらつきがございまして、

それで年度途中でその目標数、成果指標を見直すというところまで至らなかったというのが実情でございます。我々もこの事業についてしっかり取り組んでいく中で、ふるさと納税寄附額の推移を見て、当然見直すべきところは検討をしていくところでございます。

日高委員から御指摘いただいた県としてどのようなビジョンを持って「ふるさと宮崎応援寄附金拡大事業」に取り組んでいくのかというのは、しっかり状況を見極めながら進めてまいりたいと考えております。

○日高委員 企業版ふるさと納税もこっちにあるわけですね。そういうのをどう使うかというのは商工観光労働部だけではないわけです。しっかり状況を見極めながらとおっしゃいましたが——川北前部長のときもずっと見極めながら——もう見極め過ぎじゃないですか。

○児玉商工観光労働部長 企業版ふるさと納税につきましては、過去に私も担当していたことがございます。事例を申し上げますと、就職先を求めて県内の企業に就職いただいたときに、奨学金の返還支援事業をやっているんですけれども、これは県外企業へ事業の内容や我々の意図を説明に伺って、そこに御賛同いただいて企業版ふるさと納税をしていただき、貴重な財源とさせていただいて事業に充てているところでございます。それぞれ目的がございまして、その目的に合わせてしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○内田委員長 関連ないですか。もしなかったらいいですか。議論が深まった中で御意見さしてもらって申し訳ないんですけれども、確認させていただきます。

先ほどからの県のバランスとか位置づけとかの話が出ているんですけれども、市町村のそれ

それぞれの産品の中で、返礼品に選ばれない物もありますよね。例えば、条件の中で、その一つの品の半分以上が地元で製造されている物じゃないと返礼品として扱われないという物——返礼品から漏れている物が結構あると思うんです。例えば、延岡市の産品のパッケージが日向市とか宮崎市で作られていて、その商品が地元で半分とはならず返礼品として扱ってもらえないけれども、宮崎県全体で見たら、県のほうでは返礼品として扱ってもらえるという物も多分あると思うんです。

市町村との意見交換の中で、地元では返礼品として扱えなかったけれども、県内で見ると半分以上になりますよという物が多分あると思うので、そういうものを拾い上げてもらえれば、市町村でできなかった物が県の返礼品になりますよということで、ありがたがられるんじゃないかということを感じております。地元の延岡市で扱ってくれと言うけれども、残念ながら延岡市で作られていない物ばかりです。しかしながら、県で見たら可能性があるんじゃないかという物もあると感じていたので、そういう御意見を意見交換会で拾い上げてもらっているのかどうか、そこを確認させていただいていいですか。ぜひそういうものを拾ってもらいたいと思います。

○児玉商工観光労働部長 委員長の御質問のとおりでございまして、実際にそういった商品がある場合は、私どもが市町村にお声かけさせていただいて、ぜひ県のほうに商品を上げてくれという話をさせていただいておりますので、県のほうで商品を採用することはございます。

○内田委員長 市町村の担当者と話すと、そういう話が出てこないの、もう少し徹底して事業者の方とかにも広く伝わると、市町村で諦め

ていた部分が県だったらということで相談も増えてくるんじゃないかと思います。そういう位置づけで言っていただけると、県のほうも一緒に全体として伸ばせるんじゃないかと思うので、よろしく願いいたします。

○日高委員 (目) 工鉱業振興費の(事項) 産業集積対策費について、毎年こういうのがあったんですか。

○徳地企業振興課長 予算の事項の一つにございます。

○日高委員 この「特別高圧電気料金激変緩和事業」は、国の補助漏れのところを県で埋めるということですか。

○徳地企業振興課長 7～9月は、家庭とか高圧電力の支援をやっているんですけども、特別高圧を受電している中小企業には、そこの支援がないものですから、県のほうで国の財源を使ってやっていく推奨事業になっています。

○日高委員 これは初めてでしようけれども、毎年やって……。

○徳地企業振興課長 この事業はもう5回目で、一番最初が令和5年6月補正から、国から経済対策みたいな一環で補正が出ると、県でも補正を計上してやっているものでございます。

○日高委員 概要が分かりました。

あと一つ気になるのは、このすみ分けです。高圧電力の中小規模工場と特別高圧電力の大規模工場について、宮崎県の場合のすみ分けをどうイメージすればいいのか。

○徳地企業振興課長 この特別高圧電力を直接受電している中小企業というのは、県内に20社ほどございます。イメージとしては、半導体を扱っている企業でありますとか、鉄とか製錬をやっているような企業が特別高圧を直接受電しているような会社でございます。

○日高委員 大体大きいところですね。基本的に大体が網羅されるけれども、規模が大き過ぎて交付金の要件に入らないところが20社ほどあるから、そこに県がこれだけ出しますというので、今回上がってきたという理解でいいですね。

○徳地企業振興課長 中小企業という縛りがあって、県内でも、全国規模の大手企業——延岡市の大きい会社とかはもちろん大企業なので、そこは基本的に支援がありません。少し法律的になりますが、中小企業基本法とかで認められて、県内メインで事業所をやっているような企業を対象に支援するというようなメニューになっています。

○日高委員 県内資本ですね。そこは県内資本ということですよ。

○徳地企業振興課長 みなし大企業も対象にしているというような状況です。

○岩切委員 医療施設が対象外になっております。医療施設という担当外かもしれませんが、他の県において医療施設に対する支援も見られるんですけれども、宮崎県はここ数年、医療施設にはずっと実施していないという理解でよろしいですか。

○徳地企業振興課長 医療機関については福祉保健部のほうで補正予算を組んで、昨年も医療機関のほうにはこの重点交付金を使って支援はやっていると思います。

○岩切委員 この9月定例会では福祉保健部はなかったものですから、今年度はどんな感じなんですか。やっていけばいいなと思って資料をめぐって見たんですけれども、そこを御存じであればという程度ですから、所管外であるから分からないということであれば、それで結構です。

○徳地企業振興課長 すみません。分かりませ

ん。

○岩切委員 ありがとうございます。私で調べます。

○山口副委員長 今回の関連で、分からないというのは、私は少し違うと思っています。今回のスキームで医療機関をあえて外したという理由は、今の御説明を受けると別の部でやっているからと聞こえました。今回医療機関は外していますということであれば、同様にほかの部で補完しているので外しているのであれば理解できるんですけれども、その説明ができないとなると、どうして外したのかというところが明確に出てこない気がします。医療機関を外した理由というのは、今回きちんと教えていただけますでしょうか。

○徳地企業振興課長 この「特別高圧電気料金激変緩和事業」について、先ほど5回目と言いましたが、これまでも医療機関は商工観光労働部では対象にしておりませんでした。今回、同じような事業が、9月補正予算では福祉保健部では上がっていないんだと思いますが、その詳細な理由は確認が必要でございます。恐らく、新聞報道等で見ると、医療機関向けには直接的な医療機関向けの病床の削減のやつとか、いろんな補正を多分6月補正予算か何かでやってたので、その関連があると思うんですけれども、正式には9月補正予算でこの支援をやっていないかどうかを確認させていただければと思います。

○山口副委員長 所管課が違うというところは重々承知した上で申し上げますけれども、この事業の目的というところは、電気代が非常に厳しいところに対してフォローしていくところなので、担当課が云々というのは、県民の皆さんに当たっては関係がないところだと思

ますから、国の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」があるのであれば、その全体像を把握した上で、県として対応いただけると分かりやすいと思います。フォローされているのは重々分かるところではあるんですけども、部署違いであってもスキームの理解をお願いしたいと思います。

1点だけ最後に質問させていただきます。今回、この議案が可決された場合、いつ頃、業者の皆さんの手元に補助金が行くようなイメージをしておけばよろしいでしょうか。

○徳地企業振興課長 この事業を支援するときは、9月の電気料までの支払いが終わって、その領収書とかを確認して行いますので、実質来年の1～2月ぐらい、年度内には支援できる体制で準備していきたいと思っています。

○山口副委員長 ちなみに、7月分、8月分というのは、分けてということではなく、これまでのスキームどおり、7～9月分をまとめてということでもいいですか。

○徳地企業振興課長 おっしゃるとおりです。

○内田委員長 ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いします。

○徳地企業振興課長 それでは、企業振興課が所管します公益財団法人宮崎県機械技術振興協会と公益財団法人宮崎県産業振興機構の経営状況について御報告します。

委員会資料の11ページを御覧ください。

1の役割等でありますが、当協会は、機械金属工業の技術指導や調査研究等を行うことにより、機械金属工業の振興に寄与することを目的

に昭和54年に設立され、基本財産は300万円で、その半分を県が出資しております。

次に、2の事業内容であります。延岡市大武町にある宮崎県機械技術センターの指定管理者として、(1)～(4)に掲げる業務を行っております。

3の組織等でありますが、左側には組織図の体制、右側には役員と常勤職員の状況をお示しております。役員14名のうち常務理事1名が県退職者、常勤職員4名のうち事務局長1名が県退職者となっております。

次に、令和6年度の事業実績について御説明いたします。

別冊の令和7年9月県議会定例会提出報告書(県が出資している法人等の経営状況について)という冊子の43ページ、データでは47ページになります。

2の事業実績について主なものを説明します。

公益財団法人宮崎県機械技術振興協会は、表中の(1)のとおり、指定管理者として宮崎県機械技術振興センターの管理運営受託事業を実施しております。

①技術支援として、金属加工を中心とした技術指導や技術相談に対応するほか、②設備利用では、センター内にある三次元測定機などを企業が利用する場合の対応、③依頼試験では、コンクリート強度試験や金属材料試験等を実施するほか、④～⑦に掲げる事業を行っております。

次に、経営状況等につきましては、令和7年度宮崎県出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。冊子では159ページ、データでは163ページをお開きください。

まず、一番上の概要とその下の県関与の状況の上段部分、人的支援の部分につきましては、委員会資料での説明と重複しますので省略させ

ていただきます。

なお、概要の中央付近に、代表者の理事長に前延岡市長の氏名が記載されておりますが、現在は三浦久知市長が就任しているところでございます。

次に、県関与の状況の財政支出等について、令和6年度の実績は、県委託料6,774万6,000円であり、これは宮崎県機械技術センターの指定管理料であります。

次に、一番下の活動指標ですが、企業からの技術的課題の解決を支援する①技術相談件数、センターにある機械設備の利用を企業に開放する②設備利用件数、センター事業の周知や企業の技術的課題等を把握するための③企業巡回訪問件数の全てにおいて目標を上回ったところでございます。

冊子では160ページ、データでは164ページをお開きください。

財務状況についてであります。枠内左側の正味財産増減計算書の令和6年度の列を御覧ください。

経常収益から経常費用を差し引いた上から3段目、当期経常増減額はマイナス83万2,000円となっております。これを一般正味財産期首残高1,159万5,000円から控除した一般正味財産期末残高は1,076万3,000円であり、下から2番目の指定正味財産期末残高300万円を合計した正味財産期末残高は1,376万3,000円となっております。

次に、枠内右側の貸借対照表の一番右側の令和6年度の列を御覧ください。

一番上の段、資産1,709万9,000円、3行下の負債333万6,000円であり、さらに3行下の資産から負債を差し引いた正味財産は1,376万3,000円となっております。

次に、財務指標についてであります。

①県補助金等比率は、経常収益に対する補助金等の比率になりますが、当協会の収益のほとんどが指定管理料となっており、目標値93%に対し、実績値は98.2%、達成度は94.4%となっております。目標達成のためには、企業との共同研究など、外部資金の獲得や寄附金など、収入確保に努める必要があると考えております。

また、②人件費率は、経常費用に占める人件費の割合ですが、目標値60%に対し、実績値は57.7%で、達成度は103.8%となっております。

次に、総合評価についてであります。

まず、当協会の自己評価は、活動内容A、財務内容と組織運営がBとされております。これに対する県の評価としましては、企業ニーズを踏まえ、新たに3Dスキャナーを導入するほか、企業支援に関する活動指標が全て目標値を上回ったことから、活動内容はA。財務面では、県の指定管理料の依存度が高く、より安定した運営のためには、自己活動資金の確保と組織体制づくりが課題であることから、財務内容と組織運営をBとしたところでございます。

最後に、令和7年度の事業計画についてであります。

同じ資料の冊子では48ページ、データでは52ページをお開きください。

2の事業計画であります。今年度は5年間の指定期間の2年目となり、昨年度同様、①～⑦の指定管理業務を行うこととなっております。ほぼ同じ内容でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、公益財団法人宮崎県産業振興機構について御説明します。

委員会資料12ページを御覧ください。

1の役割等ではありますが、当機構は、県内中

小企業の経営基盤強化や経営革新等に資する事業を行うことにより、本県産業の振興を図ることを目的に昭和59年に設立され、総出資額は7,450万円、うち18.8%の1,400万円を県が出資しております。

2の事業内容ですが、目的実現のために、

(1)～(6)の事業を実施しており、3の組織等については、左図が組織図の体制で、右側には役員と常勤職員の状況を示しております。役員11名のうち、県関係者は理事長、副理事長、常務理事など8名、常勤職員21名のうち、県関係者は派遣職員12名、退職者5名の17名となっております。

次に、令和6年度の事業実績について御説明します。

別冊の令和7年9月県議会定例会提出報告書(県が出資している法人等の経営状況について)の51ページ、データでは55ページを御覧ください。

2の事業実績のうち、主なものを説明します。

(1)経営課題等に対する相談、助言に関する事業として、②「よろず支援拠点事業」は、国の委託を受け、総勢22名のコーディネーターが中小企業等の経営相談等に対応したものであり、(2)新事業の創出、新分野への進出等の助成として、①「みやざき農商工連携支援事業」では、商品開発や商品改良の支援、次のページになりますが、③「環境イノベーション支援事業」では、産学官による共同研究や展示会への出展支援を行っております。

(3)経営基盤強化に関しましては、県内企業への下請取引等のあっせんや設備導入資金の貸付け、次のページにまがりますが、(5)産業振興に資する人材の育成では、企業に対する研修等の助成、(6)産業振興の基盤づくり

に関しましては、①～⑧に掲げる各種事業を実施したところでございます。

次に、経営状況につきましては、令和7年度宮崎県出資法人等経営評価報告書にて御説明します。

冊子では185ページ、データでは189ページをお開きください。

一番上の概要とその下の県関与の状況の上段、人的支援部分につきましては、委員会資料の説明と重複しますので、省略させていただきます。

県関与の状況の財政支出等の令和6年度の列を御覧ください。

県委託料は1億1,469万2,000円、県補助金は1億8,587万9,000円、右側の県借入残高は、機構が企業に対して設備資金の貸付けを行う際の資金を県から借り入れているもので、令和6年度の残高が2億5,378万円、その下の県の損失補償契約等に基づく債務残高は、先ほどの設備資金の貸付残高につきまして、県と機構が損失補償契約を締結しているため、その債務残高が2億3,451万1,000円となっております。

次に、主な県財政支出の内容であります。表の①～⑤に記載のとおり、主な補助金と委託料の事業名と金額等となっております。

次に、一番下の活動指標であります。①～③のうち、県内企業の下請取引等に関する②取引あっせん、紹介件数につきまして、達成度が150.5%と目標を達成しましたが、よろず支援拠点における①相談件数と③研究シーズ・ニーズマッチング件数は目標を達成できませんでした。

次のページをお開きください。

財務状況についてでございます。

枠内左側の正味財産増減計算書の令和6年度の列を御覧ください。

経常収益から経常費用を差し引いた上か

ら3段目、当期経常増減額はマイナス265万4,000円、経常外収益から経常外費用を差し引いた当期経常外増減額はマイナス184万円となっております。一般正味財産期首残高3億7,619万5,000円から控除した一般正味財産期末残高は3億7,170万1,000円となっております。

次に、その下の当期指定正味財産増減額がマイナス1,066万3,000円となっており、指定正味財産期首残高から控除した指定正味財産期末残高は6,262万2,000円、一般と指定の正味財産残高を合計した一番下の正味財産期末残高が4億3,432万3,000円となっております。

次に、右側の貸借対照表の一番右側の令和6年度の列を御覧ください。

一番上の資産9億4万5,000円、3行下の負債4億6,572万2,000円、さらに3行下の資産から負債を差し引いた正味財産は4億3,432万3,000円となっております。

次に、財務指標についてであります。

①自己収益額は、過去3年の実績値の平均を考慮し、目標値2,045万円に対し、実績値は1,937万3,000円で、達成度は94.7%、②流動比率は、目標値を上回ったところでございます。

次に、総合評価についてです。

機構の自己評価は、活動内容、財務内容、組織運営、全てBとされております。これに対する県の評価であります。活動指標3つのうち、取引のあっせん、紹介件数のみ目標値を上回りましたが、中小企業の相談窓口となるよろず支援拠点の相談対応については、宮崎市以外にも都城市、延岡市、日南市のサテライトで実施しているほか、地域の商工会と連携したセミナー開催等に取り組んでいること等を勘案し、活動内容はB。財務面では、国や県への依存度が高い状況にありますが、自己収益の確保や経

費削減に努めていること、組織運営においても法人としての経営機能を確保し、職員の人材育成、能力開発を計画的に行っていることから、それぞれBとしたところでございます。

最後に、令和7年度の事業計画についてであります。同じ資料の冊子では62ページ、データでは66ページをお開きください。

2の事業計画でございますが、本年度も昨年度の実績等を踏まえ、(1)～(6)に掲げる中小企業支援や新事業創出、産学官共同研究の支援などの各種事業に取り組むこととしております。

○矢越観光推進課長 資料の13ページをお開きください。

公益財団法人宮崎県観光協会であります。

まず、1の役割等ですが、当協会は、国内外の観光客、MICE、スポーツ大会・合宿等の誘致を行うことにより、本県の観光振興を図り、地域経済の活性化等に寄与することを目的としております。

(3)出資状況は、基本財産2億8,000万円のうち、県の出資額は1億750万円、出資割合は38.4%であります。

次に、3の組織等であります。

組織図のような体制になっておりまして、下の表のとおり、令和7年4月1日現在で、役員は30名、うち常勤役員は県退職者の専務理事と常務理事の2名となっております。また、常勤職員は27名で、うち県派遣職員が5名となっております。

次に、経営状況等の詳細についてでございます。

別冊の令和7年9月県議会定例会提出報告書(県が出資している法人等の経営状況について)の161ページをお開きください。データでは165

ページになります。

まず、一番上の概要とその下の県関与の状況の人的支援の状況につきましては、先ほどの委員会資料で御説明したとおりになります。

県関与の状況のうち、財政支出等についてありますが、県補助金が令和6年度は10億7,458万1,000円となっております。この内訳につきましては、その下の主な県財政支出の内容にありますとおり、①「観光振興事業」は、国内外からの観光誘客促進のための対策等に係る経費、②「スポーツランドみやざき推進事業」は、スポーツイベントの開催やスポーツキャンプ合宿の誘致等に係る経費のほか、③宮崎県観光協会運営費補助金、④「国内外から選ばれる観光地域づくり支援事業」、⑤「みやざきユニバーサルツーリズムセンター事業」に係る経費となっております。

次に、一番下の活動指標についてであります。

①観光入込客数、②MICE参加者数、③スポーツキャンプ参加者数の3つの活動指標を設定しております。

観光入込客数及びスポーツキャンプ参加者数につきましては、目標値を上回っておりますが、MICE参加者数は目標値を下回っております。

次に、冊子の報告書の162ページ、データの報告書では166ページをお開きください。

財務状況についてであります。

まず、左側上の正味財産増減計算書の令和6年度の欄を御覧ください。

経常収益は11億4,001万円、経常費用は11億3,940万9,000円であり、経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は60万2,000円となっております。経常外収益や経常外費用はございませんでしたので、当期一般正味財産増減額は60万2,000円となり、その結果、一般正味財産

期末残高は4,028万円となっております。

指定正味財産期末残高2億8,244万9,000円と合わせますと、正味財産期末残高は3億2,272万9,000円となります。

次に、右側の貸借対照表についてであります。令和6年度の欄を御覧ください。

資産は、流動資産と固定資産を合わせまして6億9,572万9,000円、負債は、流動負債と固定負債を合わせまして3億7,300万円となり、資産から負債を差し引いた正味財産は3億2,272万9,000円となっております。

次に、財務指標についてであります。

①自己収入比率は、当期支出合計に対する自己収入等の割合であります。目標値20%に対しまして、実績値4%で、達成度19.9%、②流動比率は、流動負債に対する流動資産の割合であります。目標値100%に対して、実績値108.8%で、達成度108.8%、③管理費比率は、当期支出合計に対する人件費等の管理費の割合であります。目標値25%に対して、実績値1.7%で、達成率193.2%となっております。

次に、直近の県監査の状況についてありますが、令和6年度に行われました財政援助団体等監査における指摘事項等はありませんでした。

最後に、総合評価について御説明いたします。

まず、左側、協会の自己評価について、活動内容をB、財務内容をB、組織運営をBとしているところであります。これに対する県の評価としましては、右のほうになりますが、1つの活動指標については目標値に届きませんでした。旅行クーポン発行や観光プロモーションの実施など、観光振興に必要な事業を迅速かつ効果的に実施できたことから、活動内容をB、組織運営をBとし、流動比率や管理費比率は目標

を上回っているものの、賛助会員の確保など、自己収入増に取り組む必要がありますことから、財務内容をBとしております。

○**牧国際・経済交流課長** 公益財団法人宮崎県国際交流協会について御報告いたします。

常任委員会資料の14ページを御覧ください。

まず、1の役割等でございますが、当協会の目的は、多文化共生の社会づくりと県民の幅広い参加による国際交流活動を促進し、諸外国との相互理解や友好親善を深めることにより、宮崎県の国際化や地域活性化に寄与することを目的としております。

(3) 出資状況であります。財団の基本財産5億4,360万円のうち、県の出資額は4億4,307万円で、出資割合は81.5%であります。

2の事業内容は、後ほど御説明いたします。

3の組織等であります。

体制につきましては、左側の組織図のとおりでございます。また、右の表のとおり、令和7年4月1日現在で、理事と監事を合わせた役員が9名、うち常勤役員は県退職者の常務理事1名となっております。常勤職員は9名で、うち県派遣職員が2名となっております。

続きまして、令和6年度の事業実績について御説明いたします。

資料を変えていただきまして、別冊の令和7年9月県議会定例会提出報告書（県が出資している法人等の経営状況について）でございます。冊子の報告書では69ページ、データの報告書では73ページをお開きください。

では、2の事業実績につきまして、主なものを御説明いたします。

まず、(1)「交流推進事業」では、国際交流サロンや国際交流展示などを開催し、(2)「情報提供事業」では、協会誌「サウス・ウイ

ンド」の発行や、英語など4か国語による「国際プラザニュース」の発行を行ったところであります。

次に、冊子では70ページ、データでは74ページを御覧ください。

(3)「外国人住民支援事業」でございます。この事業は、外国人住民等からの行政・生活全般に関する相談対応や、情報提供を多言語で一元的に行う「みやざき外国人サポートセンター」の運営や外国人住民のための日本語講座などを実施しております。

次のページを御覧ください。

(4)「国際化推進事業」では、県民を対象とした国際理解講座や多文化共生アドバイザーを派遣して行う講座などを実施したところであります。

次に、経営状況につきまして、同じ資料の中にあります、令和7年度宮崎県出資法人等経営評価報告書の冊子では163ページ、データでは167ページを御覧ください。

まず、一番上の概要とその下の県関与の状況のうち、人的支援の状況は先ほどの説明と重複しますので、省略させていただきます。同じく県関与状況のうち財政支出等については、令和6年度の実績は、県委託料が5,402万5,000円となっており、内訳は、その下の主な県財政支出の内容にありますとおり、①「多文化共生地域づくり推進事業」、②「地域日本語教育体制整備事業」、③「外国人住民等相談窓口運営事業」に係る委託料となっております。

次に、一番下の欄にあります活動指標ですが、①研修・講座の延べ参加者数は、目標値を上回っております。これは、オンライン開催による研修・講座を実施したほか、日本語講座を複数クラスで実施したところによるものと考えられ

ます。

一方、②ホームページアクセス数は、日本語教育ポータルサイト「ひなたにほんごナビ」やフェイスブック、インスタグラムでの情報発信を行っており、情報収集の手段が分散したことで協会のホームページアクセス数が減少し、目標値を下回ったものと考えられます。

また、③宮崎県国際プラザの延べ来館者数は、令和5年度比で減少し、達成度が66.8%となっておりますが、これは令和5年度に国際プラザで実施していた国際交流展示イベントを、他機関との共催でプラザの外部で開催したためと考えられております。

次に、冊子では164ページ、データでは168ページを御覧ください。

財務状況についてであります。

まず、枠内左側の正味財産増減計算書であります。令和6年度の列を御覧ください。

一番上から順に、経常収益は5,787万2,000円、また、経常費用は5,585万4,000円であり、経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は201万8,000円となっております。これと一般正味財産期首残高1,233万4,000円と合わせた一般正味財産期末残高は1,435万2,000円で、これと下から2番目の指定正味財産期末残高5億4,360万円と合計しました正味財産期末残高は5億5,795万2,000円となります。

次に、枠内の右側の貸借対照表についてであります。

一番右側の令和6年度の列を御覧ください。

一番上の資産は5億6,369万3,000円で、3行下の負債は574万2,000円となっており、さらに3行下、資産から負債を差し引いた正味財産は5億5,795万2,000円となっております。

次に、財務指標についてであります。

①自己収入比率は、当期支出合計額に対する基本財産運用収益や会費、雑収入などの自己収入及び自主事業収入の比率であります。目標値7%に対しまして、実績値は6.3%で、達成率は90%となっております。

なお、自己収入は昨年度と同水準であったため、自己財源比率も令和5年度と横ばいとなっております。

また、②管理費比率は、経常費用に占める管理費の割合であります。目標値12%に対しまして、実績値は12%で、達成率は100%となっております。

次に、総合評価についてであります。

まず、当協会の自己評価は、活動内容をB、財務内容をB、組織運営をBとされているところであります。これに対する県の評価は、右側の欄となりますが、活動内容は、インターネットの活用など、県内全域から参加可能となる工夫がなされており、周知広報の工夫でさらなる参加者増が見込まれますことからB、財務内容は、県からの受託事業費が収益の多くを占めており、今後も自己収益増に取り組む必要があることからB、組織運営については、外国人住民の増加に伴い、専門分野の向上等、職員の体制強化に取り組む必要があることからBとしたところであります。

最後に、令和7年度の事業計画についてであります。

こちらは同じ資料の冊子では76ページ、データは80ページ以降に掲載しておりますが、昨年度とほぼ同じ内容でございますので、説明は省略させていただきます。

○内田委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について質疑はありませんか。

○岩切委員 確認的なものが多いのですが、公益財団法人宮崎県産業振興機構について、商工会連合会などとの役割分担をどのように調整されているのかを教えてください。

○河村商工政策課長 商工会ですとか商工会議所については、より小規模な事業者といたしますか、地域に基づく事業者支援というものを主眼にしていると考えておりますので、そのあたりと製造業に近い事業者とのすみ分けというのはあるものと考えています。

○徳地企業振興課長 補足になります。大体、商工政策課長が言ったとおりですが、宮崎県産業振興機構につきましては、新事業創出促進法という法律に基づきまして、地域の事業支援機関の中で中心的な存在として新事業を実施する機関を各県一つ指定するんですけれども、当機構が指定を受けているところでございます。

○岩切委員 存在意義を否定するつもりで申し上げたのではないんですけれども、よろず相談となってくると、商工会とか商工会連合会では、地域ごとの会員の縮小によって職員の配置が厳しいという話で、そういったところができなくなるから役割がそっちに行くのかなという感想を持ちました。そのあたりは中小企業の結集をされる商工会などの支援ということと、宮崎県産業振興機構が何でも相談できますよとなれば、商工会のほうに相談される中小企業が減るのではないかといった思いを少し抱いています。そのあたりは役割をうまく調整して、地域の様々な事業の担い手として商工会がありますので、なくなってしまうとまちが本当に寂れるかなと、単に商売をすること以外の役割もあるので、そんな思いを抱いております。仕事の分担をしたほうがいいんじゃないかという感想から申し上げました。調整はなさっていくだろうとは思

いますけれども、ぜひそうあってほしいと思っております。

○河村商工政策課長 現場でいろいろ話を聞いている感覚から申し上げると、商工会、商工会議所の経営をしている方というのは、一般的な知識はかなり幅広く持っていらっしゃると思います。最初の相談先としては非常に地域にも身近ですので、いろんな相談を受けていらっしゃると思います。どうしても専門的な知識が必要になってくるときに、それぞれの専門機関を紹介したり、一緒に入っていくというのはあるかと思えます。今のよろず相談のメンバーも、ある意味それぞれ専門的な分野をお持ちですので、そういった役割分担というのはあると思っております。

○岩切委員 市町村商工会の経営相談の方が窓口となって、宮崎県産業振興機構に御案内するというような流れがきちんとできていればいいかなというぐらいの思いでございました。そのあたりの役割分担がうまくできるというのは、真つすぐ宮崎県産業振興機構に相談に行くと、地元の相談員的な立場の人の役割は何だろうとなってきた、存在がなかなか難しくなるということになるのかと思ひまして、お尋ねしました。

続けて、もう一点。公益財団法人宮崎県国際交流協会のスタッフが少し減少していらっしゃるようです。総括としては、人がぎりぎりだというような意味合いのところを書かれておりましたが、いろいろな事情があって人を減らさざるを得なかったという結果としてそうなっているのか、それともスタッフを募集したけれども応じていただけなかったということで、2名ほど減っているという事情なのでしょうか。

○牧国際・経済交流課長 こちらは4月1日現在の状況でございます。7月1日現在では新た

に2名を採用いたしまして、現在11名の職員体制となっております。4月時点では非常勤職員の適任者が見つからなかったということもありまして、2人ほど足りませんでしたけれども、現在は11名体制に戻っております。

○脇谷委員 まず、「よろず支援拠点事業」について、私もコーディネーターからいろいろ聞きまして、たくさんの方々の様々な相談があって、すばらしい事業だと思っているところです。目標値を定めていらっしゃるんですが、実績が伴っていないということで、まだ途中の段階だということでもB評価だと思うんですけども、もっと潜在的に相談したいという方がいらっしゃるんじゃないかと思えます。もっと広報に力を入れるべきじゃないかと思うんですけども、相談件数に結びつく広報活動はどのようにやっていらっしゃるのでしょうか。

○徳地企業振興課長 御指摘の部分も認識しております。よろず支援拠点がそういう相談を全部受けられるということをやはり周知広報していかなくちゃいけないということは認識しております。その関連もありまして、昔のボンベルタ橋にあった宮崎のよろず支援拠点の相談所を、7月に駅前へ移転しました。先ほども説明しましたが、宮崎市、都城市、延岡市あたりで、サテライトで出張相談をしたり、商工会と連携して、いろいろなセミナー等を開催しております。

各エリアの相談件数や、どこが多いのかとかもいろいろ分析したんですが、やはりサテライトがあるところは相談件数が多い状況です。そういった場所でない事業者からの相談、もちろん中小企業の数にも関係はしてくると思うんですけども、何か困ったことがあったら、よろず支援拠点へ相談にという広報に努めていかないといけないということで、先ほどもございましたが、

商工会と連携していろいろ取り組む予定にしております。

○脇谷委員 分かりました。ぜひよろしくお願いいたします。

もう一つ、公益財団法人宮崎県観光協会ですが、県関与の状況の財政支出について、令和4～6年度にかけて、約91億円から約36億円となり、約10億円となっていますが、この要因は何でしょうか。

○矢越観光推進課長 コロナ禍の際、国からの交付金事業がたくさん下りてきた関係で、数年前までは非常に金額が上がっていたという状況になっております。

○脇谷委員 ということは、令和6年度の10億円ぐらいということが正常な範囲内ということですか。

○矢越観光推進課長 コロナ禍前の金額と比較しますと、それでも若干多い状況になります。

○脇谷委員 では、もう少し補助金を出していただくというのと、MICE参加者数があまりにも少ないので、目標値まで上げていかれる努力というのはされているのでしょうか。

○矢越観光推進課長 MICEにつきまして、大型関係の会議は1～2年前に決まってしまうことですので、実績が1～2年後になってくるところもあるんですけども、目標値が若干高かったという感じはしております。今回、目標値から大きく落ち込んでいる一因としては、シーガイアが1月にリニューアルした関係もあり、若干落ち込んだと考えております。

○福田委員 資料11ページの公益財団法人宮崎県機械技術振興協会の概要についてです。

出資状況は、基本財産300万円のうち、県出資額が150万円ということで、50%になっているんですけども、内容を見ますと、目的が機械金

属工業の技術指導、調査研究となっています。事業の内容を見ますと、宮崎県機械技術センターの指定管理者としてということで、下のほうに指定管理の期間が記載してありますが、結局何をしているのかよく分からないんです。

例えば、(1) 技術支援と題して、技術指導というのが出てきて、(2) 設備利用では、設備といえば当然機械でしょうから各種工作機械とか、(3) や(4) もそうですけれども、実際、内容的にはどんなことをされているのでしょうか。金額的にはそんな大きな金額ではないですけれども、非常に興味があります。

○徳地企業振興課長 (1) 技術支援ですけれども、例えば、県北によくある「ものづくり企業」がある物を持ってきて、曲がっているんだけど原因は何かといったときに、当センターでいろいろな分析をしたり相談したりするのがまず一つ大きい事業で、そういった意味の技術指導とか技術相談を受けております。

あと、多いのが依頼試験です。コンクリートブロックとか金属材料の試験とかを、センターにある機械で行います。企業が企業に報告書を出すときに、コンクリートの強度などの分析をするんですけれども、その分析の機械が当センターにあるものですから、そういう数値を測ったりして、依頼試験の対応をしています。

設備利用も企業のニーズを踏まえて、先ほど説明した3Dスキャナーといった機械をレンタルで入れています。一つの企業では大きいものを持ってないので、そういった設備を当センターで利用しているというような状況でございます。

○福田委員 佐土原町に宮崎県工業技術センターがありますよね。あそことの関係は。

○徳地企業振興課長 その機械技術部あたりとは連携しております、当センターで対応で

きないものは、宮崎県工業技術センターのほうにフォローいただいています。

そもそも、昭和54年にできた当時、延岡市にも鉄鋼団地といった「ものづくり企業」がいっぱいございました。そういった経緯もございまして、日向市や延岡市にも出資いただいて、この宮崎県機械技術センターを設置して、指定管理で運営しているという状況でございます。

○山口副委員長 主観が入っている評価が、全体的に多々見受けられるので、一応確認をさせていただきます。

例えば、別冊資料160ページの公益財団法人宮崎県機械技術振興協会の評価のところで、メールマガジンとかSNSを活用した積極的な情報発信や丁寧な対応という言葉が出てくるんですけども、どれぐらいSNSの発信をされているとかは分かった上で書かれていらっしゃるんですか。

○徳地企業振興課長 今すぐに発信数が出てこないのですが、そもそもの評価の全庁的な考え方として、まず出資法人の評価をする場合にはチェックシートがございまして、そのチェックシートに基づいて評価をすることになっております。宮崎県機械技術振興協会については、活動内容であれば8項目、財務内容であれば11項目、組織運営も7項目というチェックシートをつけていって、それを点数化していきます。AやBといった範囲が決まっております、それで評価させていただいております。

○山口副委員長 ちなみに、検索してみると、Xのアカウントはありますが投稿がゼロなんです。インスタグラムは、恐らく6回ぐらいでした。別に投稿数が云々ということではないのですが、何をもって積極的なのかは主観によって違うところもあつたりします。

例えば、公益財団法人宮崎県国際交流協会だと、国際プラザの国際交流展示イベントは、今後も継続してやれば増えるんじゃないかというコメントがあったりしますが、あくまで昨年度の評価なので、こういう期待値が評価に反映されるのはどうなのかなと、個人的に少し気になったりしているところです。教えていただいたとおり、チェックリストがあって、それを点数化して云々ということであれば、きちんと客観的なものに基づいていくというところでしょうから、しっかりされているとは思いますが、そのあたりも分かるように——実際、Bの上のほうなのか、下のほうなのかとかもあるわけですね。

あと、目標値の設定の在り方というのも見直していただいたほうが良いと思っています。あくまで客観的に目標を達成したのかどうかということに、数値的なものに基づいて、AかBかCかというのをしっかり出していただいたほうが良いと思います。あくまで意見としてですが、あまり主観的なものが入り込まないような形で評価基準をもう一度検討していただきたいと思っています。評価を悪くするものではないということは重々承知しているんですけども、客観的数値で見られるようにお願いしたい。目標達成2個のうち1個していなかったら、Aなのか、Bなのか、Cなのかとか、2個達成しているのでBですみたいな書き方とかも少し見えたりします。1個だったらCなのかとか、2個のうちすごくインパクトが大きい1個だけでも達成していたらBとか、少し分かりづらいところがあるので、一度この評価部分というのは見直していただきたいと思っています。よりよい評価の在り方というのを常に模索しながらやっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○河村商工政策課長 先ほどの答弁の中にもありましたが、それぞれ細かいところに基づいて評価させていただいておまして、中には定量的なものも当然ありますし、定性的な中で評価せざるを得ない部分もございます。今回の資料というのは、どうしても行政改革推進室の全庁的なルールの中で作成しておりますので、いただいた問題意識は行政改革推進室にも伝えて検討させていただきたいと思います。

○内田委員長 ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 皆様にお諮りいたします。

その他の報告事項は午後からということでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、午後1時から行いたいと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後0時58分再開

○内田委員長 委員会を再開します。

その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○河村商工政策課長 宮崎県中小企業振興条例及びみやざき産業振興戦略に基づく令和6年度の主な取組について説明をさせていただきます。

委員会資料の15ページ目を御覧ください。

まず、15ページに、先ほど申しました宮崎県中小企業振興条例の概要を記載しております。

続きまして、16ページ目にみやざき産業振興戦略の概要を記載しております。

これらの実施状況につきましては、毎年度公

表することとなっております重複している部分が多いことから、両者を併せて、産業振興戦略の柱立てに沿って説明をさせていただきます。

なお、内容が重複する部分も多くあるところですけれども、条例の柱立てに基づく令和6年度の主な取組については、別冊資料としてお配りしているところでございます。

中身ですが、17ページを御覧ください。

戦略の2つの方針ごとに、令和6年度の主な実績をまとめております。

まず、方針1、「みやぎの経済と雇用を支える企業・産業の持続的発展と競争力強化のためのチャレンジ支援」でございます。

主な実績といたしまして、1の「中小・小規模企業の振興」といたしまして、(1)小規模事業者の経営力強化等に向けた支援として、294件の事業を支援させていただいたほか、(2)にありますとおり、ものづくり企業等の省力化、自動化、生産性向上のための設備改修等の支援として、35社を支援したところでございます。

続きまして、18ページを御覧ください。

18ページの2の県内経済を牽引する企業の育成」といたしまして、新たなビジネスモデルの実現に挑戦し、環境の変化に柔軟に対応できる次世代リーディング企業に対して、計197回の企業訪問による指導・助言を実施するなど、伴走型の集中支援等を実施したところでございます。

3の「成長産業の振興」では、(1)フード・オープンラボ等の活用による商品開発支援や、(2)第三者認証取得や施設改修を支援したほか、(4)自動車関連産業における販路開拓コーディネーター等による支援等を行ったところでございます。

4の「戦略的な企業立地と定着支援」では、(1)のとおり、半導体や自動車・航空機、情

報関連産業等の重点産業分野を中心に企業立地を推進し、18件の立地につなげたほか、(2)のとおり、工業団地の整備を行う3市に対して補助を実施したところでございます。

続きまして、19ページを御覧ください。

5の「商業・サービス業の振興」については、(1)商店街の課題解決をリードする人材育成を図るための研修会を実施したほか、(2)にありますとおり、商談機能を有した県産品データベースのサイトの運営等を行っておりまして、同データベースでの商品登録数は436点となっているところでございます。

6の「観光の振興」につきましては、後ほどの観光振興計画の説明と重複しますので、割愛させていただきます。

20ページを御覧ください。

7の「感染症や災害リスクへの対応力の強化」でございますが、(1)事業継続力強化計画の策定支援セミナーを実施いたしまして、108社、154名の参加をいただいたほか、(2)にありますとおり、BCP策定の負担を軽減するための宮崎県版BCPひな形、BCP策定の手引等の策定・公表を行ったところでございます。

8の「海外への展開促進」ですが、(1)海外インターネット通販を活用した海外販路拡大に向け、18社、64商品を支援したほか、(2)、(3)にありますとおり、輸出促進コーディネーターによる現地支援や、焼酎の輸出促進等にも取り組んでいるところでございます。

21ページを御覧ください。

9の「イノベーションの創出とスタートアップ企業の育成」では、スタートアップに関する機運醸成や、専門家による伴走支援により、17件の投資家とのマッチングにつなげたところでございます。

10の「起業・創業支援」では、(1)にありまずとおり、商工会等を通じて創業予定者に対する指導等を実施したほか、(2)にありますとおり、地域課題の解決に取り組む起業者等への補助金の交付を実施しております。

11の「事業承継・引継ぎ支援」につきましては、(2)にありますとおり、事業承継・引継ぎ支援センターによるマッチング支援等を行ひまして、92件の成約につながっております。

続きまして、22ページ目を御覧ください。

方針2、「みやぎきの未来を切り拓く多様な産業人材の育成・確保」でございます。

まず、1の「働きやすい魅力ある職場環境づくりや学び直し等の促進」では、(1)にありまずとおり、「ひなたの極」認証制度におきまして、14社を新たに認証したほか、(3)にありまずとおり、働き方改革に取り組む企業に対しまして、社労士等の専門人材を派遣するなどの支援を実施したところでございます。

2の「若者の県内就職促進と離職防止」では、(1) 高校3年生を対象とした企業説明会を実施いたしまして、生徒数1,043名、参加企業数が231社の参加となりましたほか、(3)にありまずインターンシップマッチングサイトの運営や、(4)にありまずとおり、大学生等を対象とした就職説明会等を実施させていただいたところでございます。

23ページを御覧ください。

3の「移住・U I J ターンの促進」でございますが、(1)にありまずとおり、「ふるさと宮崎人材バンク」を活用した職業紹介や移住情報の提供を行っておりまして、就職相談延べ575件、県内就職者数185名の実績となっております。これらに加えまして、(2) 就職説明会の開催や、(3) 交通費等の補助を実施しております。

4の「女性や高齢者など多様な人材の活躍促進」では、みやぎき女性就業支援センターや、みやぎきシニア就業支援センターを運営し、就職支援を行うとともに、5の「外国人材の活躍促進」では、外国人留学生の受入れを希望する企業の採用に関する相談対応やマッチング支援を行ったところでございます。

24ページを御覧ください。

6の「デジタル人材の育成・確保の強化」では、(1)にありまずとおり、県内ICT企業の技術者等を対象にいたしまして、高度な資格取得につながる連続講座を開催いたしましたほか、(3)にありまず首都圏在住の本県に関心のあるICT人材とのネットワークを充実し、交流会等を実施したところでございます。

7の「技能者の育成・確保」では、(1) 小・中学校等に技能士を派遣し、職業講話やものづくり体験、現場見学等を実施したほか、(2) 技能検定実施試験受験手数料の助成や、(3)にありまずとおり、県立産業技術専門校における職業訓練等を実施しているところでございます。

最後に、25～26ページを御覧ください。

こちら2ページでは、成果指標の実績を記載させていただいております。表の一番右が計画に定める目標値となっておりまして、右から2番目が計画2年目の最新の実績値となっております。

今回の資料でございますが、4年間の戦略の振り返りを迎えたというところで、戦略に定められております中間値との比較をさせていただいております。中間値というのが、今回の資料には記載がありませんが、目標値と計画改定時の現況値のちょうど中間地点というところで捉えていただければと思うんですけれども、中間値

を超えた実績の部分については、下線を引かせていただいております。製造品出荷額等ですとか、DXサポートセンターの支援事業者数など、全部で15の成果指標が設定されておりまして、1つが、最新の数字が公表されていないところではありますが、15のうち7つの指標については、中間値を超えた実績という形となっております。令和8年度最終目標の達成に向けまして、引き続き、関係者と連携して取組を進めたいと考えております。

○矢越観光推進課長 常任委員会資料の27ページをお開きください。

令和6年宮崎県観光入込客統計調査結果の概要について御報告させていただきます。

初めに、2の調査結果概要の(1)観光入込客数について、表1を御覧ください。

令和6年の観光入込客数は、下から4行目の合計の欄にありますとおり、ひなたフェス2024の開催や侍ジャパン宮崎合宿の実施などありまして、赤囲みしている部分の1,531万5,000人回と前年比で12.8%増加しております。令和元年度比では約96%まで回復している状況となっております。

このうち、訪日外国人は、下から2行目の欄の28万4,000人回となっており、国際定期便「宮崎—台北線」の再開、「宮崎—ソウル線」の冬季増便などによりまして、令和5年比で増加しておりますが、令和元年比では約80%の回復にとどまっているところでございます。

次に、28ページを御覧ください。

続きまして、(2)観光消費額についてであります。

令和6年の本県の観光消費額は、表2の下から4行目にありますとおり、合計で赤囲みしている部分の1,716億5,800万円で、前年比12.4%

増と着実に増加しておりますが、消費額単価の高い宿泊客数の回復が遅れている状況もあり、まだコロナ禍前の令和元年の数字には戻り切っていない状況であります

続きまして、宮崎県観光振興計画に基づく令和6年度の主な取組について御報告いたします。

29ページに計画の概要をお示ししております。

本計画は、本県の持続的な発展のため、観光を取り巻く変化に的確に対応しながら、本県の魅力を最大限に生かした観光振興に関係機関が一体となって、総合的かつ計画的に取り組むことを趣旨としております。

2の位置づけとしましては、県総合計画の観光に関する分野別計画として、令和5～8年度の4年間を計画期間としております。

計画の推進に当たっては、3の施策体系のとおり、4つの基本方針の下、4つのプロジェクトに取り組んでいるところです。

30ページから、各プロジェクトに係る令和6年度の主な取組を御報告いたします。

まず、プロジェクト1の「国内外から選ばれる観光地域づくり」ですが、1の「周遊・滞在型観光推進のための観光資源の磨き上げ」では、市町村や観光関連事業者が行う旅行商品開発等に対する補助を7件、2の「新しい観光スタイルに対応した取組の推進」では、宿泊事業者の受入れ環境整備に対する補助を46件実施しております。

3の「地域の観光を牽引する人材の育成」では、観光みやざき創生塾において33名の人材育成に取り組んだほか、4の「DMO等による魅力ある観光地域づくりの推進」については、県観光協会に専門人材を配置し、各自治体等の観光マーケティングや情報発信を支援しているところです。

5の「利便性と満足度向上のための基盤整備」では、みやざきユニバーサルツーリズムセンターや多言語コールセンターを運営し、それぞれ利用実績が伸びてきております。

続いて、31ページを御覧ください。

プロジェクト2、「みやざきの強みを生かした誘客の促進」です。

1の「本県ならではのテーマ観光の推進」では、神話を生かしたキキタビや、癒やしがテーマの「デトックス・トリップ宮崎」などを展開し、誘客を図りました。

2の「世界ブランド等を生かした観光の推進」では、農政水産部の事業ですが、世界農業遺産の認知度向上のため、PRイベントを実施しているということでもあります。

3の「みやざきMICEの推進」では、本県で開催する際の補助制度を活用して誘致を図り、4の「教育旅行の誘致・定着促進」では、本県で教育旅行を実施する際の費用を助成したほか、本県ならではの教育旅行プログラムのPR動画を作成したところです。

32ページを御覧ください。

5の「観光関連事業者等との連携による取組の推進」では、宮崎だいすきポケモンのナッシーを活用したデジタルスタンプラリーや交通機関と連携したプロモーションを、6の「広域連携による取組の推進」については、大分県と連携した観光PRや、タウン誌を活用した情報発信などを実施したところです。

また、観光情報の発信に関しては、県公式観光サイトやSNSを活用した情報発信に力を入れたほか、ひなたフェス2024の開催に合わせたファンの周遊促進企画やメタバース空間に本県の観光地を制作し、配信イベント等によりPRを行うなど、新たな取組も実施したところです。

33ページを御覧ください。

プロジェクト3、「外国人観光客の誘致の強化・推進」でございます。

1の「ニーズに対応した魅力の創出と情報発信」として、海外向けSNSの運用や、海外OTAと連携したデジタルプロモーション等により情報発信に努めながら、2の「東アジアを重点地域とした誘客・リピーターの拡大」のため、旅行博への出展、旅行会社等の招へいなど認知度向上の取組や、国際定期便等を活用した旅行商品造成への支援などにより、本県への誘客を図っております。

また、3の「欧米豪や富裕層など新規市場の開拓」については、九州各県等と連携し、誘客プロモーションや、アドベンチャーツーリズムなど本県ならではの商品造成に取り組んだところです。

4の「クルーズ船の誘致・推進」では、地元市町村の受入れ協議会等による関係機関との連携強化や、寄港時のおもてなし活動により、受入れ体制の構築を図っております。

34ページを御覧ください。

プロジェクト4、「「スポーツランドみやざき」の推進」でございます。

1の「国際水準のスポーツの聖地としてのブランド力向上」では、屋外型トレーニングセンターを中心に、国内外代表合宿やプロチームキャンプの誘致に取り組み、陸上競技やラグビーリーグワンで受入れが増加しております。

2の「スポーツキャンプ・合宿及びスポーツイベントの全県化・通年化・多種目化の推進」については、市町村に対する施設整備の補助を11件実施しております。

また、3の「スポーツツーリズムの推進」として、ゴルフ旅行に関する海外旅行事業者向け

のワンストップ窓口の運営や、サイクリングツアーの実施、韓国のインフルエンサーによるサーフィンの情報発信等に取り組んでおります。

最後に、35ページを御覧ください。

計画に定める成果指標の実績について御報告します。

本計画では、7つの指標を成果指標として掲げております。それぞれ、計画策定時の現況値、計画2年目である令和6年度の実績、計画の終期である令和8年度の目標値に加えて、コロナ禍前の状況と比較するため、参考値として令和元年度の実績を記載しております。

観光入込客数や県外からのスポーツキャンプ・合宿延べ参加者数については順調に推移しておりますが、コロナ禍以前の水準への回復が遅れている指標もございます。

引き続き、計画に基づき、観光地域づくりや本県の強みを生かした国内外からの誘客、スポーツ観光プロジェクト等をしっかりと進め、目標の達成に取り組んでまいります。

○牧国際・経済交流課長 常任委員会資料の36ページを御覧ください。

みやざきグローバルプランに基づく令和6年度の主な取組について御報告いたします。

令和元年度に策定したみやざきグローバルプランにつきましては、令和5年6月に改定いたしましたので、今回は第2期の2年目の実績報告となります。

1の改定趣旨は、社会経済情勢が大きく変化する中で、コロナ禍の影響で道半ばとなっていた取組を確実に積み重ね、経済・人的交流の回復を図り、グローバルな視点から取り組むべき施策を総合的・計画的に推進することとしております。

2の位置づけは、宮崎県総合計画長期ビジョ

ンを具現化するためのグローバル関連施策に関する分野別計画として、令和5～8年度の4か年の計画期間となっております。

3の推進体制は、庁内に設置した知事を本部長とする推進本部を中心に、関係部局が連携し、海外拠点機能等を活用しながら、4の施策体系にあります3つの施策を展開しております。

資料37ページを御覧ください。

令和6年度の主な取組について御説明いたします。

まず、施策Ⅰ、「グローバル経済交流の強化」では、1の「海外への展開促進」について、ハラール認証を取得した食肉処理施設を通じ、県内初の牛肉のイスラム圏への輸出に取り組んだところであります。

また、2の「海外からの誘致推進」では、アジア圏での利用率の高いオンライン旅行代理店と連携したデジタルプロモーション等の実施により、インバウンドの誘致を図りました。

3の「経済交流を担う人材育成・確保」については、技能実習生や高度外国人材の受入れ支援などに取り組みました。

4の「交流基盤の維持・充実」では、台北線定期便の再開などに取り組み、令和6年度の国際線の利用者数は前年度比243.7%の6万8,013人となりました。

次に、38ページを御覧ください。

施策Ⅱの「多文化共生社会づくりの推進」では、1の「外国人住民への支援」として、外国人住民向けの一体的相談窓口である「みやざき外国人サポートセンター」を運営し、令和6年度は270件の相談を受け付けました。

2の「外国人と共生する地域社会づくり」では、多文化共生アドバイザーの派遣により、異文化理解・多文化共生に関する講座を25回開催

し、延べ1,474名が参加しました。

施策Ⅲの「国際交流の促進とグローバル社会で活躍する人づくり」では、1の「国際交流の促進」として、高校生交流事業により、本県と韓国や香港の学生との相互交流を通じ、本県高校生への異文化理解を促進し、国際的な視野を広げる機会の提供を図りました。

2の「グローバル社会に対応できる幅広い人材の育成」では、県国際交流委員による国際理解講座を県内各地で18回開催し、学校における国際理解教育の充実を図りました。

資料39ページを御覧ください。

最後に、成果指標の実績であります。

施策Ⅰの関連指標として、①～⑤の5つ、次の40ページには、施策Ⅱ、Ⅲの関連指標として、⑥～⑨の4つを記載しております。それぞれの指標について、プラン改定時の現況地、計画2年目である令和6年度の実績値、プラン終期である令和8年度の目標に加え、コロナ禍前と比較するため、参考値として令和元年度の実績を記載しております。

①輸出額、④外国人延べ宿泊者数など、幾つかの指標では、参考値である令和元年度の実績に届いていないものもありますが、⑥外国人住民が暮らしやすいと感じる割合は、目標達成に向けて順調に推移するなど、指標全体としましてはコロナ禍の影響から回復する傾向にあるものと考えております。

今後とも、令和8年度の目標達成に向けて、着実に取組を進めてまいります。

続きまして、41ページを御覧ください。

「新宿みやざき館KONNE」飲食店舗運営業務委託先の公募についての御報告をいたします。

まず、1、公募の概要についてであります。

(1)の目的にありますとおり、新宿みやざき館KONNEの2階飲食店舗の委託期間が来年3月で終了するため、来年4月からの委託に係る公募を行うものであります。

委託期間につきましては、(2)にありますとおり、令和8年4月～令和13年3月末の5年間を予定しております。

また、運営方針につきましては、(3)にありますとおり、①県産加工品の提供・PR、宮崎県の食材をメインにしたメニューの提供や、②季節や旬、テーマ、地域に応じた定期的なフェアの開催、さらには、③県及び県内市町村や各事業者、1階ショップとの連携などの取組を実施することで、本県ならではの食の魅力の発信を図ってまいりたいと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、(4)にありますとおり、来月10月1日に公募を開始し、現地説明会などを挟みながら、11月下旬には候補者を選定したいと考えております。その後、契約と営業の引継ぎに向けた手続を進めまして、令和8年4月1日の次期委託業務開始を目指してまいります。

続いて、2、これまでの運営事業者及び売上げ実績等についてであります。

(1)及び(2)にありますとおり、第1期、第2期とも、公募により委託業者が決定され、いずれも国内で飲食店を約150店舗展開している株式会社エー・ピーカンパニー、現在は屋号を変更いたしまして、株式会社エー・ピーホールディングスが運営を行っております。

また、右下にこれまでの売上げ・客数のグラフを掲載しておりますが、コロナ禍からは完全回復しておりまして、令和6年度において売上げが約1億5,000万円、客数は7万人を超えるなど、コロナ禍前を大きく上回る状況となっております。

ります。

なお、今年度に入りましても引き続き、好調を維持しております、東京都における本県の食の魅力発信拠点としての大きな役割を果たしていただいております。

今後選定する事業者におきましても、しっかりとその機能を果たしていただき、県産食材やメニューのさらなる認知度向上を図ってまいりたいと考えております。

○内田委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○福田委員 少し気になったところがあるんですけども、資料35ページの成果指標の実績の下から2行目、国外からのクルーズ船寄港回数の参考値というのは、要するにコロナ禍前の回数ですよ。それで、実績が令和5年が14回、令和6年が14回とあって、目標値は令和8年が50回と、かなり大きく書いてあるんですけども、50回という裏づけは何かあるんですか。

○矢越観光推進課長 午前中の委員会でも、少し高い目標値とお答えしましたけれども、コロナ禍前、中国のクルーズ船がすごく日本のほうに寄港していた状況でありますとか、そういったところを勘案して、50回というところを設定したところなんです。現状としましては、中国発のクルーズがまだ回復していないということもあります。

それから、中国発のクルーズ自体がそもそも買物目的のところ、旅行の日程が1週間程度だったものが、3～5日程度の短期間のクルーズになってきているということもあります。その結果、寄港するところが絞られてきているということもあって、今のような状況になっているんですけども、目標設定時はそういった状況があったということで、50回という設定

にさせていただいたところであります。

○福田委員 私が疑問に思うのは、この外国クルーズ船というのは、いつ頃決まるかということ、来月とか再来月じゃないですよ、大分長期な計画でいくわけです。それで、来年度に50回というのは、あまりにも裏づけのない数値のような気がします。私が想像したのは、クルーズ船が来るのは油津港が多いですが、油津港は貨物船とのやり取りもあり、週に2回しかクルーズ船が寄港できないはずですよ。そのあたりに何か変化があったのかと思ったんですけども、それはどうですか。

○矢越観光推進課長 委員のおっしゃったとおり、油津港のほうは、平日の2回と月1回の日曜日だったかと思います。それを今、何とか増やせないかということで、関係機関が調整しております。その結果、増えていくかどうかは分かりませんが、予約自体はある程度増えることが見込まれるんじゃないかと考えております。ただ、その見込みにより50回がクリアできるかというところは、現行の目標値は高いハードルかなと考えております。

○福田委員 最後に、どれくらい先の寄港を決められるかというのを教えてもらえますか。例えば、今は1年後のものを大体決めているとか、そういう期間が物すごく長いと聞いていたんです。最低どれくらいかかるのか。

○矢越観光推進課長 旅行商品ですとか、クルーズ船社によって決まる期間というのはまちまちだと思いますが、ただ、予約が入っても結構キャンセルがあるともお聞きしております。取りあえず、寄港地を確保していくというようなところもあるみたいですので、なかなかいつ頃決まるというのは一概にお答えできないところであります。

○日高委員 相対的にある程度網羅した形でいろんな事業に取り組んでいるというのは、久しぶりにこの委員会に来て、十分に分かりました。

製造品出荷額について、実績値としては伸びているというような説明があったかと思いますが、数字的にこんなものなのかと思って、そのあたりの伸びについてはどう分析していますか。

○内田委員長 ページ数でいったらどこになりますか。

○日高委員 資料25ページの製造品出荷額等、1兆6,346億円から増えていますよね。一般質問でも部長が、これが伸びているということを答えたような気がしているんです。これは違ったかな、それについてどうでしょうか。

○徳地企業振興課長 この製造品出荷額が、令和2年の約1兆6,000億円が令和4年に約1兆8,000億円となっておりますが、その中身を見ますと、食料品、電子部品、飲料、たばこ、化学というふうな金額の順になっております。やはり食料品と飲料、たばこと電子部品が非常にウエートが多くて、それでその3つで約1兆8,000億円の55～56%の割合を占めるような状況になっております。電子部品とかは景気の波もあるとは思いますが、電子部品とか食料品が伸びていけば、この製造品出荷額全体が県内の産業構造上伸びていくような状況になっているかと思えます。

○日高委員 伸びないよりは伸びたほうが当然いい話ですが、産業構造全てにおいて宮崎県は弱いんです。ただ宮崎県だけでこれだけ伸びていますと言われても、比較対象にならないんです。というのは、この数字は見た目がよさそうに見えるけれども、近県の鹿児島県や熊本県と比べると、宮崎県はこの伸びではいけないのではないかとはいりませんか。鹿児島県と熊本県はど

のような状況になっているか分からないですけども。環境価格が伸びたとか、よく昔から言うんですけども、見せかけ的にはいいんです。他県との比較ができていないものだから、見た目いいけれどという話が、ここの観光分野ではよく目にするというのは、よく聞く話です。

○徳地企業振興課長 この製造品出荷額の伸びについて、九州の比較とのお話でしたが、例えば、20年前の状況と九州各県の伸び率を比較した場合には、宮崎県の49%増に対して、鹿児島県が35%増、長崎県が42%増、全国平均が36%増くらいですので、全国平均よりは少し伸び率が上がっているというような状況のデータがございます。

○日高委員 20年前と時点比較ということですが、10年前はどうかとか、5年前はどうかとか、実質的な、トータルの金額はどうかとかです。東京都と比較してもしようがないので、近県との比較の中で、なぜ製造品出荷額かというのと、やはり製造・加工・販売から輸出までやるべきだというのが私の考えです。物はあるけれども、よそで作ってるとか、よそで売っているとか、そういうのがもう少し徹底されれば、こんなものじゃないなと思うんです。

だから、私が懸念しているのは、これだけ伸びたからいいやと思えば、そういうこともしなくていいとなるのが怖いなど、さらなる努力をしなくなるのが怖いんです。数字だけ転がしておけばいいということも言えるし、なんだ、これぐらいか程度にはということにもなるんです。

○児玉商工観光労働部長 日高委員の御指摘、非常にもっともだと思っていて、我々はこの金額が伸びればいいというものではないと思っています。資料25ページの表の2段目のところ、1人当たりの労働生産性を見てください。

我々はこの労働生産性を上げていく必要があると思っております、一般的に言いますと、いわゆる製造品出荷額、第2次産業という部分と、卸・小売等を中心とした第3次産業というところで、本県の場合は、第3次産業の比率が非常に高い状況です。農林水産業関係の第1次産業についても、全国平均と比べると比率が高いとは言われているんですが、やはり県民所得を上げていく上では、この製造品出荷額を指標として上げさせていただいています。

この第2次産業の部分で、良質で安定した雇用環境をつくっていくことが県民所得の向上にもなりますし、ここに力を入れていくことで、1人当たりの労働生産性を高めるということにもつながっていくというところがございます。

ですので、委員の御指摘のとおり、製造品出荷額等についての指標数値を上げていくことだけが目的ではなくて、県民所得の向上が一番の課題だと考えておりますし、全国と比較したときに、そこが本県の場合は低位で推移しておりますので、しっかり上げていくことを目標に努力してまいりたいと考えております。

○日高委員 部長が言われるとおりでないと、私も聞いていてなるほどねと思いますし、やはり輸出額が減っているというのは、どう考えてもおかしいですよ。上がっているのに輸出が減っているというのは、あまりにも比例しないというのがあります。これだけの港を持っていて、なかなか使い切れていないというのも相当あるんだろうという気もしておりますが、あととはとにかく近県との比較なんです。

大分県も含め、鹿児島県や熊本県と比較したら、次の観光のやつでも言うんですけれども、やはり差があるんです。そこに追いつかないといけないです。先ほど、だから競争と言ったん

です。競争というのものもあるわけですから、そのあたりをしっかりとやらないといけないのではないのでしょうか、課長。

○河村商工政策課長 御指摘のとおりだと思います。ただ、この資料の中でどこまで表現できるかという問題も他方でありまして、次の計画の改定の議論も始まりますので、そういったところで他県との比較も進めながら、検討していきたいとは思っています。

○山口副委員長 資料25ページですけども、この計画は令和8年度までの計画になっていきますが、令和6年での目標値も幾つか散見されます。今後のこの取扱いをどうされるのかというところを教えてください。令和7年度、令和8年度は計画上目標値がない状態なので、どう追っていくのかとか、どのように見ていけばいいのかを教えてください。

○河村商工政策課長 どうしても指標の中には、公表までのタイムラグがあるものがございます。例えば、県民生産は2年ぐらいかかってしまうものもありますので、改定のタイミングではその時点のものが最新値になるということで、こういった設定をさせていただいています。令和8年度末で把握できる指標というのが、令和6年度の数値にどうしてもなってしまうので、そういった点でこういった数値の設定の仕方をしておりますけれども、次の数値というのは計画の改定で更新していくという形になろうかと思えます。

○山口副委員長 製造品出荷額等とかガス削減率とか、令和6年度が目標値になっているものについて、今後も毎年、実績値が出てくるということでもいいんですよ。

○河村商工政策課長 実績値は、当然ながら統計なので毎年出てくるんですが、例えば、今年

度出てきているものが2年前のものになっていたり、そういったものになっております。そのため、令和8年度、最終的に計画を改定するときに、現状として把握できる数字が少し過去のものになっているということになっています。

○脇谷委員 資料37ページの下のほうに、「交流基盤の維持・充実」で、タイガーエアー台湾による「宮崎—台北線」定期便の再開が昨年度あったということで、大変喜ばしいことなんですけれども、一方で、40ページの下、県民のパスポート所有率が12%から、目標は14%と大変低い状況にあります。報告の中で、タイガーエアー台湾による乗降客数というのはいないんですけれども、やはり10年ほど前に台湾のエバー航空に行ったときに、宮崎からは台湾に来ないと、こちらから行ったって来ないじゃないかとすごく言われていました。

タイガーエアー台湾につきましても、宮崎から台湾へのアウトバウンドの数値というか、それを報告に上げて、県民にパスポートを取得する補助金もあるので、台湾どうですかねみたいなことを少しでも喚起する必要があるんじゃないかと思うんですけれども、これはいかがでしょうか。

○児玉商工観光労働部長 インバウンドだけでなく、アウトバウンドをしっかり積み上げていくことが航空路線の維持につながっていきますので、県といたしましては、総合政策部を中心といたしまして、インバウンドとアウトバウンド双方についての様々な取組をやっております。そして、商工観光労働部におきましては、いわゆる観光というところで、受け入れる際、様々なインバウンドの皆様にお越しいただくような取組もやっているところでございます。

アウトバウンドにつきましては、この資料で

は出てこないんですけれども、まさに、委員から御紹介ございましたように、台北線についてはようやく復便し、週2回というところで運航させていただいており、現在、いわゆる人流についても拡大しつつあります。先日は福田委員も一緒に、台湾のほうにプロモーションと航空路線の維持・充実、県産品の販路拡大ということを目的に行ったんですけれども、その際にも、台湾のほうでいろいろなフェア等がございまして、そこでビジネス機会を得ようということで、事業者の皆さんもおいでいただいたんです。

そういった部分において、次第に人流拡大に向けて進んでいるところではございますので、私どもといたしましては、やはり航空路線の維持を図っていかなければ、宮崎県内にインバウンドの方にお越しいただいて、経済波及効果がしっかり生まれえないということがございます。商工観光労働部としては、受入れの部分をしっかり準備するんですけれども、お越しいただくためには航空路線の維持・充実が大事ですので、その前提となるアウトバウンドについても、総合政策部と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○脇谷委員 実績の指標としては、インバウンドの乗降客数のようなものを出すというようなことはないものでしょうか。

○矢越観光推進課長 成果指標自体は、整理しているものを報告させていただいている形になっておりますので、そういう御意見も踏まえまして、次期計画の見直しなどの際に、そういった成果指標が盛り込まれるかどうかといったところは検討してまいりたいと思います。

○日高委員 次は、資料27～28ページですけれども、結局、コロナ禍前に戻ってないということですね。観光入込客数も消費額も戻ってな

いというところで、マイナスです。観光入込客数がマイナス18.8%、観光消費額がマイナス14.9%。他県は結構戻ってきているんですけども、なんで宮崎県は戻らないのという話です。外国人観光客は若干増えているんですけども、全体的に宿泊客が戻ってきていないというのはなぜなのでしょう。

○矢越観光推進課長 我々もすごく歯がゆい部分があります。全体的な傾向なんですけれども、コロナ禍後、やはり観光のほうは大都市圏を中心に集中しております、そこから先に回復している状況です。地方まで回復効果が現れるのが大都市に比べると多少一定の期間がかかるんだろうと考えております。おっしゃるとおり、観光入込客数はパーセンテージで言えば96%、それから観光消費額は94%程度で、コロナ禍前くらいに回復しているんですけども、例えば、消費額でいけばまだ115億円ほど足りていない。金額的にはまだまだ大きい開きがありますので、そういったところは、我々も一生懸命頑張っていないといけないと考えております。

ただ、今年の1～6月の上半期の延べ宿泊者数の速報値を見ますと、九州では福岡県に次いで高い伸び率となっております。そういったところも加味していきますと、今後については着実に回復の方向に向かっているのかなと考えているところであります。

○日高委員 日帰りは結構伸びていても、やはり宿泊する人が少なければお金にならないという話ですよ。

(2)には、12.4%伸びたとか、9.4%増えてよかったみたいな、プラス思考の書き方がしてあるけれども、私はそうではないという見方をしたんです。この文章は観光推進課長が書いたんでしょうけれども、表だけ見れば、私はこう

は書かないと思います。厳しいとしか書きようはないと思っています。

○矢越観光推進課長 おっしゃるとおりだと思います。

全国的な比較で申し上げれば、本県は回復が非常に遅れております。そういった意味では、コロナ禍前と比較しますと、こういった感じになっておりますけれども、全国と比して遅れている状況にありますので、まだまだ努力すべき部分はあるかと考えております。

○日高委員 コロナ禍前の委員会でも話になったんですけども、インバウンドはこれだけあります、宮崎県はこれだけ伸びて、これだけ消費がありますが、他県と比べたら全然。はっきり言って、鹿児島県や熊本県は多分100%超えているんじゃないですか。超えているかもしれない。以前、知事が「コロナ禍が明けたらV字回復をする」とか言っていましたよね。言っていることと結果が全く伴っていないわけです。だから伸びないといけない。100%にならないといけないんですよ。次の年ぐらいに追いつくぐらいの努力というか、政策をいろいろ打って、やらないといけないと思います。

これだと、来年はまたこの調子かなとしか思えないです。何があるわけでもないし。だから、そのあたりをもう少し考えて、観光消費というのは宮崎県にとっては非常にウエートが高いので、ここはさらに磨いていかないといけないんじゃないですか。

今は全く言わなくなったけれども、何年前か、宮崎版DMOと言っているときがありました。あれは結局いろんな戦略を打っていこうという話なんだろうけれども、基本的に来たらこうしますよという話であって、まず来てくれという呼びかけが……。宮崎県は、来るなら幾らでも

用意していますよというのは持っていると思いますが、まずは来てもらうための戦略を打つべきではないかと思っています。

○鬼塚観光経済交流局長 直近ではいい数字が出てきているというところがございますが、本県の観光の課題を分析しますと、なかなか難しいものがございます。課長が言ったように地域的な遠隔性だとか、大都市圏から距離があって移動コストがかかるとか、そういうこともあると思いますが、二次交通の課題であったり、観光コンテンツも不足しているというような状況があると思います。

ただ、コロナ禍を経て観光ニーズも少し変わってきているところもありまして、例えば、大人数での団体旅行から少人数に変わってきているとか、近距離を選んでいるというのもあったと思います。さらには物の消費から体験型の旅行・観光を求めるところもあるので、そういったところの魅力を今後磨き上げていきたい。それらのニーズとか課題にしっかりと対応して、本県の観光需要の回復を図っていきたくと考えております。

先ほどDMOの話がありましたけれども、今でも観光協会で作っております、県と観光協会が連携を図って、観光の振興のため、懸命に取り組んでいるところでございます。

○日高委員 やはりインフラは間違いなく弱い。インフラの問題は相当あるわけですが、それはもともとあるわけだから、それを見越してやらなきゃいけないわけです。

話が違うけれども、自民党内に裏金議員がいるのが分かっている、石破総理がやらなきゃいけなかったという話だね。もともとある課題なんです。分かっているながら、しっかりと宮崎県はやるぞという気概というか……。それを言っ

てしまうと、ここまでしかできないなというブレーキがかかるというか、いわゆる天井というのが見えてしまうので、国土交通省あたりがもう少ししっかりしないといけないわけです。国土交通省の中に観光庁があるわけでしょう、だから、観光に目を向けてのインフラ整備をもう少し考えてやらないといけません。観光というのに目を向けてのインフラ整備って考えたことないでしょ。そこはもう少し生かさないといけないし、メニューがないからだと思うけれども、宮崎県は観光庁の予算は取らないでしょ。観光庁は、宮崎県はなぜかうちの事業に食いついてこないんですわというようなことをよく言われていましたよ。

○児玉商工観光労働部長 いろいろ御意見、御指摘ありがとうございます。

インフラの関係を申し上げますと、現在のインフラが十分整っていないから、観光についての集客・誘客を諦めるというようなことは考えておりません。例で申し上げますと、今年度は、宮崎駅から鹿児島空港までのバス路線、これはずっと休止していた中で、本県のモデル事業ということで組み立てて、実証運行をさせていただいています。これはなぜかと申しますと、休止したままでは何も前に進まないの、モデル事業、実証運行という形ではありますが、しっかりと鹿児島空港までの路線を営業することによって、当然その事業可能性を実証期間中に判断していくことになるんですけれども、やはり何かそういった取組をしなければいけない。鹿児島空港と結んでいるのは、鹿児島県にお越しいただいたインバウンドの方とか、あるいはビジネスで来られる方もいるんですけれども、そういった方が宮崎県にお越しいただくための交通関係の環境を整えようということでやっており

ます。そのほかにも、宮崎駅と宮崎空港との間のバス路線等についても工夫ができないかということもやっております。

いろいろな観光需要が変わってきている中で、先ほど局長も申しあげましたけれども、体験ツーリズム的なものへの需要も増えてきている中で、特に欧米のお客様はそうなんですけれども、短期ではなく長期で滞在されて、時間がゆっくり過ぎていくことを楽しめる方もいらっしゃるんです。例えば、延岡市でもそういった体験型のツーリズムにしっかり取り組んでいる団体もいらっしゃいますし、高千穂町や宮崎市内の観光事業者においても、観光庁の事業を活用しながら今年度も事業をやっているところもございます。そういったものをしっかり連携して活用しながら、本県にとって望ましい観光誘客について、コンテンツの磨き上げをしながらしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○河村商工政策課長 確かに国交省関係の予算をなかなか活用できていないというのは事実としてあると思います。観光もそうですし、私の経験から言うと交通関係もなかなか他県と比べると伸びが少ないというところがございます。

補助金の情報発信等は当然国からもそうですし、県庁経由でも伝えておりますけれども、つながっていないという明確な原因というのは、私もなかなかつかめていないところでありますけれども、ある意味国から来ている職員として、何かお手伝いできればと思っています。

○坂本委員 昨日いろいろ言ったので端的に申し上げますけれども、お伺いしたいのは、今、いろいろな目標値とか取組について、コロナ禍前の水準に戻すというのが一つの目安になっていると思います。観光を振興していく上で、い

つまでをコロナ禍からの回復期とみなすのか、教えていただけますか。

○矢越観光推進課長 全国の回復状況を見ますと、本県とは大分違うなというような実感がございまして。我々としては、どこまでがコロナ禍後の期間なのかというところは明確には決めておりませんが、目標に掲げた数字をクリアできていない部分が多くありますので、それに向けてまずは一生懸命取り組んでまいりたいと考えております。

○坂本委員 コロナ禍前に戻すというのが一つの到達点に見えるんです。それはどこまでいってもコロナ禍前に戻すのがマックスの目標値で、その先といいますか、そもそも県の観光が目指すところとして——コロナ禍前というのが全国順位ぐらいで、中間から少し下の30位ぐらいという位置づけと見ているんですけれども、そのままずっといくのか、今後県の観光を発展させていく上で、どの辺を目指していくのかというところが見えないという印象があります。

昨日、宮崎県観光振興計画のことを申しあげたんですけれども、コロナ禍が明けてその先、どこを目指してやっていくのかをしっかりと示していただきたい。宮崎県観光振興計画の説明もありましたけれども、次の宮崎県観光振興計画に反映させていただきたいということで申しあげました。そういう見通しはいかがでしょうか。

○矢越観光推進課長 一般質問でもいろいろ御指摘いただいたところでございます。

我々も、回復していない状況でこういうことを言うのもあれですけども、いつまでもコロナ禍前に戻すというようなところまでだと、いけないとは考えております。観光ニーズも変わっておりますし、コロナ禍後の本会議でも答弁させていただいたような新たな課題も出てきて

いるところであります。そういったところを踏まえながら、来年度、計画の具体的な改定作業に入ってまいりますけれども、委員から御指摘いただいたような点も踏まえて、どういったところを目指していくのかというのは、いろいろな方々からの御意見を伺いながら、しっかり反映させていきたいと考えております。

○坂本委員 もう1つだけ、受入体制の回復状況をお聞きします。入込客数とか宿泊者数の回復状況はよく分かるんですけども、コロナ禍の際、例えば、バス業界も車両を売り払わないといけなかったり、新たに買い戻すというか、新車を購入するにしても、半導体不足の問題とかでなかなか新しい車両が用意できないとか、なかなかうまくいかなかった時期がありました。

現状では、バスやレンタカーといった受け入れ側の体制について、状況を把握なさっていますでしょうか。

○河村商工政策課長 バスの関係について、主に県内事業者で言いますと中古車の需要が特に高いとは思っております。一方、運転手がそもそも確保できない状況があるので、人繰りではなかなか厳しい状況があるとは聞いております。路線バスよりは、貸切バスや高速バス、観光路線のほうが比較的収益的にはいいので、事業者もそのバランスは苦慮されているとは思いますが。

具体的に現在の需給がどうなっているのかを数字で表すことは難しいところではありますが、観光産業と同じ状況でして、交通産業についても人手という問題はあるとは思いますが。例えば、クルーズが来たタイミングとか、需要が特に上がるタイミングでは、どうしても県内事業者だけでは賅えない状況もあるとは聞いていますので、そういった場合は県外のバス事業

者などにお手伝いいただいたりして、工夫はされているとは聞いています。

○坂本委員 今後、国スポもあって需要は間違いなく増えていくわけですよね。それに対して、観光で絵は描かれるけれども、実際の受入体制がどれだけ整っているか、コロナ禍で受けた影響は結構大きかったので、それがどのように回復しているのかというところはしっかり把握していただいて、機会があればぜひ示していただきたいと思っています。

○河村商工政策課長 国スポ開催に向けて、スポーツ庁のほうで、需要の調査と受入体制、交通面も宿泊面も含めてですけれども、試算と調査をされていると聞いていますので、そういったところはしっかりと対策をなされるとは考えています。

○福田委員 資料23ページの移住・U I Jターンの促進についてお伺いします。

(1)では、宮崎ひなた暮らしU I Jターンにおける宮崎県、東京都、大阪府、福岡県での取組が記載されていて、いろいろ件数が書いてあります。そして(2)では、右に写真がありますが、東京都と福岡県で就職説明会を開催しました。(3)では、県外在住の方を対象に、就職活動の際の交通費を出したりとかあるんですけども、そこに参加した方もいらっしゃると思いますが、生の声を聞きたいんです。例えば、交通費を出しただけでは全然効果ないよとか、いやいや、やはり効果がありましたよとか、これらの取組について参加された方がいらっしゃったら、生の声をお聞かせください。

○湯浅雇用労働政策課長 ここにあるような、宮崎ひなた暮らしU I Jセンターに伺ったり、福岡県や東京都で開催された就職説明会にも参加しました。(3)の交通費の補助については

基本的に書類のやり取りになります。申請状況でいくと、福岡県に住まわれている方が一番多い状況で、その次は東京都、神奈川県です。大学生と一般だと、大学生が3分の2、一般が3分の1の割合とか、実際に就職活動で活動した場所としては、300件中200件以上は宮崎市を中心に活動されているとか、そういったところが出てきているところです。

結局、この補助金についてもそうなんですけれども、単なる帰省とか知り合いに会いに来るとかじゃなくて、何かのきっかけで宮崎に帰ってくる後押しをするとか、企業もあることを加えていただければ、また県としても応援しますと。それをきっかけに県内の企業を知ってもらいたいというようなところで取り組んでおりますので、生の声とか、実際の傾向を見ながら、単なる帰省ではなくて、加えて就職活動をすることで県内の企業を知ってもらおうと、それに対して県も支援しているという仕組みになっていると考えております。

○福田委員 私の身の回りでは、家族としては帰ってきてほしいという声を聞くんです。でも、本人がその気にならないと、こういうのには家族としてはあまり出くわすチャンスがないんです。いろんな理由で引っかけるところがいっぱいあるような気がするんですけども、子供の育ちがどこだったから帰りにくいとか、ネックに何があるのか、いろいろな問題に深く入って、生の声からここだなというのを引っかける可能性もあるような気がするので、頑張ってもらいたいと思います。

○湯浅雇用労働政策課長 委員おっしゃるように人生のいろいろなタイミングにおいて、田舎帰省を意識するとか、あるいはIターンを意識するというタイミングがあると思います。そう

いうときに、まずそもそも宮崎県で育っていれば、小さい頃、小・中・高校生のときに宮崎県の企業を知るような機会をたくさん設けたいと思いますし、そういう人生のポイントで宮崎県の企業が浮かぶようなことも絡めながらやっていきたいと思います。

○日高委員 先ほどの坂本委員の質問で、コロナ禍前からいつ復活するんだという話があって、今後の目指す方向について、観光需要もいろいろ変わってきているから、いろいろな意見を聞きながらという話がありました。しっかりと観光需要が変わってきている状況を先見的に見極め、いろいろなデータを取りつつ戦略を打って、例えば、令和8年度にプラスにするんだというのは、商工観光労働部として明確に打ち出すべきじゃないかと思います。いつも後追いで、何かあったらやりますではなくて、先回りして、いろいろなデータを集めて、こういう戦略だったらいいよ、ああいう戦略だったらいいよというのを、県独自の事業を立ち上げて挑戦する意識がないといけない。意見を聞いて決めるというのは違うと思っています。

○鬼塚観光経済交流局長 委員がおっしゃるとおりだと思います。コロナ禍前よりも戻っていないという現実がございますので、まずはここを目指してということで、そういった表現を使っておりますが、気持ちとしては、やはりコロナ禍前というよりも、それ以上のものを目指して——先ほど、新しい観光ニーズも出てきているということも申し上げましたけれども、そういった観光誘客につながるような事業・取組をしないといけない。そのためには、委員おっしゃるとおり、調査・分析をして、それが誘客につながるんだというところの分析をもって取り組んでいきたいと思っています。

令和8年を目指してというところは、もちろん持ってあります。そういう心構えで取り組んでいきたいと、観光誘客につながるような取組をしていきたいと、それも市町村と関係団体と事業者と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

○日高委員 令和8年度の予算については、財政課とこれから協議するというような状況ですよね。今回は特に、観光戦略をしっかりと組み立てて、なるほどねと思ってどんと打ち立てないといけないと思います。

毎年同じような予算の提案をするようでは、また財政課が首を縦に振らないような状況になる。そこは、戦略というか事業の今後の目玉を打ち出してもらわないとなかなかでしょうね。今後でしょうけれども、それをしっかりと心のどこかに置かれて取り組んでいただければと思います。

○内田委員長 攻める姿勢ということと、国土交通省、観光庁のお話が出ていましたけれども、一つ確認させていただきたいのが、観光庁の萩川長官が来られて、観光庁の担当窓口の方の実名まで出していただき、電話番号までいただいて、たくさんの事業を御紹介いただきました。あれから県をはじめ、自治体、観光協会など、どこか問い合わせ、何か獲得できた補助制度とか事業とかありますか。あれは生かされましたか。

○児玉商工観光労働部長 私の発言の後にまた発言があるかもしれませんが、私も萩川長官の御講演をお聞きいたしました。講演のすぐ後に、ある市町村の担当者の方がお電話したんです。そしたら担当の課長補佐が不在だったというエピソードもございましたが、やはり萩川長官の話を伺って、まさに生煮えの状態でも何かあれ

ば相談してほしいと。それが観光庁の補助事業の採択につながるんだという貴重な助言をいただきましたので、すぐ電話された担当もいらっしやいますし、私どものほうでも同じような取組姿勢でしっかりやっていきたいと考えております。

補助の採択結果がどうかということになりますと、補助事業については審査会等がございまして、そこで採択結果が出るというようなことで時間がかかります。萩川長官がおっしゃったのは、観光庁のほうでも様々な補助メニューを考えていく。その補助メニューを立ち上げる際に、観光庁でもまだいろいろな議論をしながら考えているところであるので、それぞれの市町村とか県とか自治体から御相談をいただくと、そのあたりの事情等を参考にしながら補助メニュー等を検討していく。そこを並行してやることによって、まさに国の補助事業の採択につながるようなものがあったりするので、まずは生煮えの状態から、そしてずっと並行して御相談をしていく中で、最終的に採択というような流れになるんだということでもございました。

現時点で既にどこか採択した実績があるかということについては、今の時点では承知しておりません。

○矢越観光推進課長 宮崎市が観光庁の事業を使っており、青島でライトアップとかインバウンド関係向けに行う事業が採択になっていると伺っております。全ての市町村を把握しているわけではありませんけれども、宮崎市からは、そういう話を伺っております。

○河村商工政策課長 一般論にはなりますが、国の予算を概算要求するのが8月末の時点です。その時点である程度、来年度の事業の構成というのが分かります。観光庁の場合は、さらに特

殊で出国税関係の追加的な措置もありますけれども、恐らく今のタイミングというのが、来年度の事業がある程度見えている状況だと思います。

予算が可決されて、年度当初から、あるいは予算成立を前提に年度末から、令和8年度事業の募集が始まります。長官がおっしゃっていたのは、ある程度の支援内容は既に世に出ていますので、募集が始まって出す直前に相談するのではなくて、今のうちから相談してくださいということを申し上げたと理解しております。そういった意味では、今この時点で採択というよりは、早め早めに相談してくれということだと思っています。スケジュールについては、先ほど申し上げたとおりです。

○内田委員長 だから、国土交通省、観光庁とつながっていないのではなくて、窓口もいただいている、河村課長もいらっしゃいます。日高委員もおっしゃられたけれども、国土交通省に行くと、宮崎県は厚かましが足りない、もっと持ってこいと思っていると言われるんです。もったいないなと思っています。

自治体や観光協会の方とかに、こんな事業があるんですよと何回か見せたんですよ。そうしたら、申請する際の手書類とかもかなりたくさんあって、コンサルにお金を出してお願いしていただけたらできるかもしれないけれども、自分たちではそういう余裕はないし、すごい時間がかかるし、条件も高かったりもするということで、相談する前に諦めているような感じもありました。

伴走型の支援とかDXとか専門の人材派遣とか、いろいろな制度が用意されているし、補助事業によってはコンサルにもお願いできる事業もあるので、そういうものを積極的に活用して、

自分たちの活動はその事業の中に入らないだろうかということ、挑戦するということを含め、県からどんどん引き出していきたい。実は伴走型が使えるんですよとか、つなぎ役をやっていただいて、あとは国がいろいろ積極的に教えてくれるのであれば、事業内容も考えてくれるのかもしれないので、自治体とか観光協会がもう少し積極的な姿勢になれるように、伴走型でしっかりやってもらいたい。せっかく声をかけていただいているものが宮崎県にとって身になるものになるんじゃないかと感じるので、そのあたりのつながりを目標値として結果を出していくぞという数値がしっかり出てくると、目に見えて分かりやすくなるし、自治体の方々も可能性が見えてくるんじゃないかと思いました。

そのあたりについて、まずは県の方から積極的な姿勢を見せていただければありがたいと思っています。観光推進課長に答弁をお願いします。

○矢越観光推進課長 おっしゃるとおりかと思っています。県や宮崎県観光協会のほうでも、関係者に向けて事業説明会等を行っております。その際にも、伴走支援と言っていいのかわかりませんが、一緒になって事業の組立て、企画、補助金の取り方、そういったところを支援していくような形で取り組んでいます。今もそういう気持ちでやっているんですけど、さらに意識的に今後も取り組んでまいりたいと思います。

○内田委員長 宮崎市のお話がありました。よく出てくるのが高千穂町とか宮崎市で、そこにはそういった専門の職員がいらっしゃるけれども、そのほかのところは、やはり申請書をつくり上げることのハードルがかなり高く、そこがネックなのかなと感じたりもしています。そこ

のフォローをしていただいたり、コンサルにお願いできるような県の補助制度があったりするといいいのかなと思ったりしています。

○児玉商工観光労働部長 宮崎県の提案要望ということで春先に観光庁に行ってみりました。当時の次長と各課長方のところに直接行って、意見交換させていただいて、観光庁事業の採択の件数をもう少し頑張らないといけないんじゃないですかというようなお話をいただきました。その後、担当課にも指示いたしまして、観光関係の市町村との会議で、まさに宮崎市とか、既に観光庁の事業採択を受けた市町の担当者に、実際にプレゼンしていただいたんです。事例を知ることで、横展開を図っていきたいということでやりました。いろいろな申請書の作り方とか、そういったところについても情報共有できるかなと。それぞれの市や町、私ども県の担当者とのつながりというのをしっかりそこで作っていけば、フォローできるという思いもありましたので、そういった横展開を図るために事例紹介をしてくれということをお願いしました。

そして萩川長官の御助言の中には、申請書が出来上がったからこれをお願いしますという段階になってしまうと、形ができた後でなかなか修正ができなかったりということもあるので、構想段階から相談していただくことが大事ですよということも御助言いただきました。そのような情報も共有させていただきながら、各市町村と連携して補助事業等の採択等も引き続き努力してまいりたいと考えております。

○山口副委員長 資料39ページのみやぎきグローバルプランに基づく令和6年度の主な取組についてですけれども、①～③の数値——輸出額や農林水産物・食品の輸出額、輸出に取り組む企業・団体数、これらは恐らく「宮崎県の貿

易」という担当課でされているものから持ってきている数字だと思います。これを拝見すると、今年の3月ぐらいに令和5年のものが出ていると認識しています。ほかの実績値より1年ずれているんです。このままいくと、目標年度の令和8年度の数字が出るのは、令和9年の末とかになるんじゃないかなと思っていて、計画の更新であったり、検証というものができないんじゃないかと予想されます。令和8年度の目標値を出すに当たっては、この年度だけ早めに統計を出すなどを想定されていらっしゃるんですか。

○牧国際・経済交流課長 輸出については、貿易統計調査ということでアンケートも実施しておりまして、貿易を行った事業者に貿易の実績を報告いただいて、それを取りまとめて、毎年、その年度の3月ぐらいに冊子を出している状況です。印刷とかを考えなければ、もう少し早く数字だけは取れるのかもしれませんが、アンケート調査自体に多少の日数を要するので、前年度の結果が……。

前年度の実績を取りまとめるのは1～12月ということで、数字を取りまとめた後にこちらから調査をかけるということなので、夏から冬ぐらいい間に調査結果を取りまとめるスケジュールにならざるを得ないと思います。できるだけ早くはしたいと思いますが、物理的なスケジュール感でいくと、統計調査上、日数を要する部分があるので、そこはもう少し検討していきたいと思います。

○山口副委員長 もし、印刷の関係だけであるのであれば、9月の報告の時点でも、新しい数字で出させていただきたい。年度が違う統計が並んでしまっているので、正確に捉えられないというのが一つあるのと、もし時間がかかって翌年度にしか数字が出ませんということであれば、

恐らくこの計画で使う指標としては不適切ではないだろうかと思います。

計画を作った段階とは担当者が違うのは重々承知してはいるんですけども、計画期間内に目標を達成したかどうかというところが判断しきれぬ指標を用いて計画を作っているというところは、いかがなものかというところはあります。当時どのような判断をされたのか、また目標値として指標を変えるということであれば、改定しろということではないですが補完していったほうがいいのではないかと思いますので、課内での検討をぜひしていただきたいと思いますが、検討していただけますか。

○牧国際・経済交流課長 この貿易統計調査のほうは、対象企業や税関などの国税機関にもアンケート調査の協力を依頼しているようです。そういったことも踏まえて、先ほども言いましたけれども、数字を取りまとめるにはやはり多少の日数はどうしても必要で、12月に締めたとしても、その数字をまとめて、県に報告いただける状態にする期間として少し余裕をおいて、アンケート調査をかけています。

少しずつでも前倒しできる部分があればしていきたいと思いますが、そのスケジュール感と成果指標の検証のタイミングがうまく合うかどうか、もう少し研究させていただきたいと思います。

○坂本委員 新宿みやざき館KONNEのところを伺います。新宿みやざき館KONNEの委託先公募に関連してですけども、示している売上・客数というのは、2階の飲食店のものだと思うんですが、経営状況はいかがなものでしょうか、もうかっているのかどうか。お店でも結構です。県でとなると、1階のアンテナショップも含めてということになると思う

んですけども、いわゆる経営状態についてです。家賃が高いところだと思うので、経費もかかりますよね。

○牧国際・経済交流課長 株式会社エー・ピーホールディングスから、販売計画と実績ということで報告を受けています。令和6年全体で、黒字ということで計上いただいておりますので、令和5年、令和6年と収益を出している。細かい数字はないんですが、株式会社エー・ピーホールディングスからの報告では、収益としては黒字化できていると伺っております。

○坂本委員 聞き方を変えますけれども、2階のレストランと1階を合わせた、新宿みやざき館KONNE全体での経営状態というのはいかがなものなんですか。

○牧国際・経済交流課長 1階、2階合算の部分は少しお時間をいただきたいと思います。

○坂本委員 分かりました。

新宿みやざき館KONNEは評判がいいんです。アンテナショップは宮崎県にあって、新宿にあって、調べたら博多にもあります。経営状態がよくてもうかっているとすれば、次の出店計画といいますか、戦略的な計画というのはいいのでしょうか。

大阪府にも臨時で出店されていきました。単純にそうやって全国にばらまくという考え方もありますけれども、例えば、新宿の経営状態がいいのであれば、新宿と東京駅のほうですよ。あまり私も詳しくありませんけれども、銀座とか新橋とかは人流とかも違うと思います。同じ東京都にあっては客層はかぶらないというか、東京都に2店出してもうかるんだったら、もう1店出せばいいじゃないかと思ったりします。今回、委託先の募集をかけるということだったので、関連してお伺いしたところですよ。

○牧国際・経済交流課長 まず、アンテナショップの今後の在り方という点では、経営状況を調べているところですが、経営状況はいいのか、1階に入っている宮崎県物産貿易振興センターとの関係でもうかっているのかというのも1つの経営指標がありまして、まず新宿みやざき館KONNEを維持すべきかどうかというところが大きな問題なのかと思います。その上で、銀座日本橋エリアに各県のアンテナショップが集中している状況がありますが、出店の可能性を現地調査もしながら見に行ったこともあります。可能性がゼロではないと思いますが、現状、今のKONNEをしっかり運営していくということで、新たなビジョン自体は、具体的には動いている部分はありません。コロナ禍明けというのがありますが、コロナ禍前以上によくなってきておりますので、新宿の基盤をまずしっかり固めていくべきだと考えております。

それから、新たなアンテナショップ展開というところでいきますと、引き受けていただける事業者がいらっしゃれば、大阪府堺市の店舗は民設民営でアンテナショップをやっているというのがありますので積極的に御相談にのっていきたいと思います。公設民営になりますと初期投資がかなりかかるものですから、そのあたりは慎重にならざるを得ないと思いますが、希望があれば拒絶するものではないんですけれども、実際としては新たな展開はないというのが正直なところでございます。

○坂本委員 もう一つお伺いしたいのですが、オンラインショップです。

ホームページを見ますと、博多ではオンラインショップがあるということで紹介があるんですけれども、宮崎も新宿もオンラインショップについては全く触れていません。オンラインシ

ョップの運用については、宮崎県物産貿易振興センターの取組としてやられているのか、福岡だけ特別にやっているのかどちらでしょうか。

○牧国際・経済交流課長 いわゆるネット販売というのは、宮崎県物産貿易振興センターで取りまとめて行っておりますので、宮崎と新宿の両店舗でもやっております。大阪と博多は運営主体が違いますので、それぞれの事業者が独自でオンラインショップをやっている。宮崎県物産貿易振興センターは宮崎と新宿の部分でオンラインショップを運営しているというところがございます。

○坂本委員 別の事業者がやっている福岡のオンラインショップはきちんとホームページにリンクが貼ってあるんです。宮崎はどこを見ても気がつかなかったので、なぜなのかいことが一つ。

それと、ホームページについて、宮崎と新宿は同じところに載っているんですけれども、博多は全然別で、これがリンクしていないんです。宮崎のアンテナショップという同じ取組をしているはずなのに、相互リンクしていないのはもったいないのではないのでしょうか。オンラインショップの展開の仕方も含めて、見直しをしていただいたほうがいいのではないかと思いますので申し上げました。

○牧国際・経済交流課長 貴重な御指摘をいただいたと思います。いわゆる見せ方の点でまだまだ不十分な部分があるかと思えます。

それから、宮崎の商品が欲しいと思ったときに、近くに店があることを知るきっかけという点では、リンクを結ぶ必要が大事だと思いますので、宮崎県物産貿易振興センターとも共有しながら、より利用者の立場に立った見せ方をこれからも工夫してまいりたいと思います。

○山口副委員長 現在の新宿みやざき館KONNEの運営委託費料と今回募集する委託期間での予算、それと宮崎県物産貿易振興センターがショップをやっていると思うんですけども、この契約期間、この3つを教えてもらってもいいですか。

○牧国際・経済交流課長 まず、新宿みやざき館KONNEの建物自体は、県が小田急に家賃を払って借りていますので、建物の指定管理料を払っているということではございません。

それから、2階のレストラン「くわんね」の指定管理料といいますか、負担金を売上げに応じて事業者から頂戴するというスキームを取っております。県から指定管理料をお願いするのではなく、事業者が売上金から使用料として、負担金を県にお支払いいただくというような方法でやっておりまして、令和6年度で約1,490万円の負担金となっております。事業者は県の場所を借りて運営しているようなイメージで考えていただければいいと思います。

委託期間ということでしたけれども、1階部分は先ほど申しましたように、県が家賃を払っておりますので、県の建物ということです。契約自体は毎年更新です。

○山口副委員長 今回公募するに当たって、以前の会議録を見ると恐らく売上げの10%とかですが、同じ条件で公募されるのでしょうか。

先ほど毎年更新されると言っておりましたが、それは、宮崎県物産貿易振興センターと物産館の業務委託契約を毎年更新されているという理解でよろしいでしょうか。

○牧国際・経済交流課長 先ほどの負担金の条件については、今回並行して見直しをするべきではないかということで、内容については検討を進めているところです。今回、売上げがかな

りいいので、条件を変えて負担金をもう少し取ってもいいんじゃないかといった観点もあります。まだ内部で検討している状況ですけれども、条件の改変についても、検討を進めております。

それから、県と宮崎県物産貿易振興センターにおける新宿みやざき館KONNEの建物の権利関係といいますか契約期間について、県の建物をセンターに使ってもらっているのですが、そちらのほうも1年ごとの更新としております。

○山口副委員長 来月1日に公募をかけるという状態の中で、まだ検討している段階なんですか。来月1日から公募をかけるんですよね。その条件がまだ委員会には示せないぐらいにしか煮詰まっていないという状況なのでしょうか。

また、1階部分と2階部分を一体化して業務委託をすとか、そういう検討はされないものですか。新宿みやざき館KONNE全体として渡すとか考えるとか、そういうのもあってもいいのかなと思っています。

○牧国際・経済交流課長 前回もこういったスケジュールでやっておりましたので、今回も同様の日程期間で進めているところでございます。

条件については、そういった最近の売上げ状況、あるいは近隣の経済状況等も考えまして、見直しが必要なのではないかということで考えてはいますが、詳細については次の議会で報告することになろうかと思っております。

それから、新宿みやざき館KONNEの建物について、1階と2階を一体として契約ということですが、1階はショップということで物販をしていますが、2階はリニューアルをしたときに飲食を提供する施設にしようということで建物を造っております。宮崎県物産貿易振興センターに飲食提供のノウハウがないため、2階部分だけは別に公募をかけて、飲食業

者に運営をお願いしております。

○山口副委員長 議決事項ではありませんので、次の議会で報告ということは分からなくはないですけれども、次の議会では、公募し始めていましたよという話で報告が来るんだろうと思うので、こんな条件になりましたと言われたところで、私たちの意見は特段反映されることはないのだろうと思いますが、そういう対応をされるということで理解したいと思います。

また、1階部分と2階部分に関しては、先ほど確認したとおり毎年更新なんですよ。それなら来年度から一体で募集できるじゃないですか。分ける必要性はなくて、1階も2階もまとめて公募できるじゃないですか。契約期間がずれているんだったら、2階部分と1階部分を分けないといけないのだろうというのは分かるんですけれども、毎年更新であるんだったら、令和8年4月からという形で1階も2階も同じ事業者で契約開始することだって、公募することだって技術的には可能じゃないですか。そこを検討されたのかを伺いたいんです。

○牧国際・経済交流課長 1階と2階の一体化については、新宿みやざき館KONNEの在り方として物販と飲食の提供ということになっておりますので、それぞれに専門的な事業者を入れるべきだろうと。特に、先ほど言いましたように宮崎県物産貿易振興センターは飲食のノウハウがありませんので、センターに委託するというのはちょっと……。センターが仮に一体で受けたとしたら、再委託をすることになる可能性もありますので、現在は県のほうが直接1階のショップ部分、2階のレストラン部分に分けて業者を選定している流れになっております。店舗のコンテンツが物販とレストランという違う形態を取っているということで分けさせてい

ただいているということでございます。

○山口副委員長 1階の物販に対しては毎年更新なんですよ。今のお話だと、絶対に宮崎県物産貿易振興センターに委託をしないとけない状況があるように聞こえたんですけども、絶対に宮崎県物産貿易振興センターに委託しないとけないルールがあるんですか。

○牧国際・経済交流課長 手元の資料ではそういった背景が分からないものですから、申し訳ありませんが少し調べて御返答したいと思います。よろしいでしょうか。

○内田委員長 暫時休憩いたします。

午後2時55分休憩

午後3時2分再開

○内田委員長 再開いたします。

○牧国際・経済交流課長 新宿みやざき館KONNEにおける宮崎県物産貿易振興センターの関わりのところですが、宮崎県物産貿易振興センターという団体は、単に収益事業だけではなく、事業者の指導であるとか県産品の情報発信、あるいは業者の指導・育成とか収益性以外の部分で、公益性の高い社団法人あるということでございます。

宮崎県の目指す首都圏での情報発信、あるいは物産販路開拓の業務を担える事業者はこの公益性の高い宮崎県物産貿易振興センター以外にないということを鑑みて、宮崎県物産貿易振興センターに新宿みやざき館KONNEの運営をお願いしております。

一方、2階の部分は、お客様にもっと宮崎を知ってもらおうということで、食を提供するレストランをやっております。そちらにおきましては、事業者も継続的に運営ができるよう、より収益性の高い民営事業ということで、1階

と2階を切り離して、収益部分と公益性の高い部分と分けて施設を運営しているということになっております。

○山口副委員長 公益性の担保が絶対的に必要だというのは、何か理由があるんですか。民設民営のKONNEも大阪ではやっています。見に行かせていただきましたけれども、そこはあくまで物販だけで、売り物がメインになっていましたが、情報発信においても、県だって民間の企業に委託しながらやっていらっしゃるところもあるわけだから、必ずしも公益性だけが優先されるべきものではないとは思いますが。KONNEの在り方というものをどうしていきたいのか考えた上で、委託の在り方であったり、運営先というものを検討していくべき時期なのではないだろうかと思います。

今回の公募をすると、次のタイミングまで5年間ありますので、次の5年間でKONNEをどのようにしていきたいのか、もう少し明確化していただいた上で、公募の在り方というところを出していただきたいと思えます。

これまでと同じような在り方でKONNEを運営していくというようなことはいつどうやって決めたんですか。

○牧国際・経済交流課長 基本的には県の総合計画アクションプランなどで首都圏での県産品の販路開拓・拡大といった目的のために新宿みやざき館KONNEの果たす役割は必要だと書かれているところです。

現状としては、新宿みやざき館KONNEを足掛かりとして、首都圏あるいは首都圏以北まで見越せればいいんですが、県産品の販路拡大の拠点としての位置づけが非常に重要なものがあるということで、維持していくビジョンではいるところがございます。

今後の在り方としては、現状で満足するつもりはありません。当然、時々刻々と変わる社会情勢を見越して変えるべきところを変えるという必要はあると思うんですが、現状では大きくスタンスを変えるという議論にはなっておりません。必要があれば、しかるべきタイミングで検討していく必要はあると思いますが、現状ではそこまで大きなアクションは起きていないという状況です。

まずはコロナ禍からの復活を目指して、それから新宿みやざき館KONNEとして、百貨店や大きな商談会などに宮崎県事業者が出ていくときの窓口であったり、後方支援であったりと、宮崎県物産貿易振興センターをお願いしている公益性の高い部分の仕事もいろいろお願いしています。そういった部分をこれからもしっかりとやっていただいて、首都圏での販路拡大の拠点としての機能を十分に発揮していただくようお願いしていきたいと思っています。

○山口副委員長 基本的に、KONNEがよりよくなってほしいという思いは一緒だと思いますが、宮崎県物産貿易振興センターありきである必然性は今の答弁の中からは感じられなかったと思います。全体的に公募をかけた上で最終的に公益性を重視して、宮崎県物産貿易振興センターが選ばれるということであれば、公益性は彼らの優位性であるので、方向性として合っているとは思いますが、まとめて公募をしないとか、宮崎県物産貿易振興センターありきでこの議論が進んでいくことに対しては、少々違和感があると思います。宮崎県物産貿易振興センターしかできないことの証明はなかなか難しいと思いますので、だからこそ公募をかけていろんな可能性を聞き、その上で優位性のあるものをチョイスしていくのがあるべき姿ではないだ

ろうかと思います。

かなりタイトなスケジュール感になっているし、議決事項の範囲外ではあるところなので、あまり強く言えるところではないですけども、今後、選定後に予算が上がってきたりと思うので、そこで議論しても遅いと思っています。そこで否決になってしまうとKONNE自体が運営できなくなってしまう、誰にとってもメリットがないので、今の段階でできればしっかりと在り方も含めて考えていただくなり、今回この課題について共感いただけるのであれば、契約期間とかを考えていただいて、次年度、KONNEの在り方を提示した上で、もう一回公募をかけていくとかも含めて検討いただきたいと思います。

一意見としてなので、あとは担当課でもんでいただければと思いますが、そうあるべきではないかと委員として思うということは伝えておきたいと思います。

○児玉商工観光労働部長 いろいろ貴重な御意見ありがとうございます。様々な観点から検討すべき課題だと思っております。

もともと宮崎県物産貿易振興センターが運営しております物産館にKONNEという愛称をつけたのはまだ歴史が浅いと思いますけれども、宮崎県産品を広く県内外に情報発信して、県内事業者の取引拡大の支援をしていくというところで、公益社団法人という位置づけでございまして、あくまでも営利団体ではないという中で、県内の事業者の様々な支援をしていただいているところでございます。

宮崎県にもともと物産館がございましたが、県産品等の首都圏への情報発信というところで、取引を拡大する上で非常に有効だという判断もございましたので、宮崎県だけではなくて東京

都にも支店と申しますか、東京事務所と申しますか、そういった拠点を設けて宮崎県産品を並べまして、事業者が県外の事業者と取引するときに、自社の商品を並べておくことができますし、それにより実は倉庫機能も果たすこともできます。それは県内1事業者がそれぞれ準備するよりも負担が少なく、かつ公益社団法人である宮崎県物産貿易振興センターがいろいろサポートしてくれるということで、県の行政目的とも照らしたときに非常に目的が果たせるものでございました。これまでそういった経緯もございまして東京都にも物産館ができたところでは、

その後、東京都においても魅力を増していけないといけないというところで、バスタ新宿のそばに新宿みやざき館KONNEを新しく整備しましたときに、1階は宮崎県物産品の情報発信拠点ということで整備しよう、2階についてはより宮崎の食の魅力をお紹介するようなショップにできないかというコンセプトで整備しました。いろいろな経緯もございましたけれども、公募をかけて、自由度が高い条件で民間の裁量で、ただ条件としては宮崎県産品を中心としたものをしっかり使っていただくことで食の魅力を都市において発信し、それによって宮崎県の魅力も知っていただくといったものにしようというところで始まったんです。

そのため、現時点では、1階の在り方についてはこれまでの経緯もございまして、事業者の支援を公益性の高い宮崎県物産貿易振興センターでやっていただいていた経緯等もございまして、そこを直ちに直視するというのは少し難しいと思います。

ただ、副委員長からいろいろ御指摘いただいた中で、県物産の情報発信等を図っていく上で、

公益社団法人宮崎県物産貿易振興センターしかできないのかと言われると、そこについては様々な可能性があるとも考えます。今の時点では、宮崎県物産貿易振興センターの1階部分について見直しをするのは難しいんですけども、今日いただいたような御意見はしっかり受け止めて、県内の事業者の皆様が県産品等を使って取引拡大をしっかりしていくことが目的でございますので、その目的を果たしていく上で、どのような形態がベストなのかということについては、引き続き担当課で検討させていただきたいと思っております。

○内田委員長 ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 最後に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、以上をもって、商工観光労働部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時15分休憩

午後3時22分再開

○内田委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、県土整備部長の概要説明をお願いいたします。

○桑畑県土整備部長 説明の前にお礼を申し上げます。

8月に開催いたしました東九州自動車道建設促進地方大会並びに九州中央自動車道建設促進地方大会においては、大変お忙しい中、本常任委員会の皆様にも御出席いただきました。

また、同じく8月に本常任委員会が主体となっております高速自動車国道建設促進宮崎県期

成同盟会において、外山議長をはじめ、内田委員長、山口副委員長にも、国土交通省、財務省、NEXCO西日本へ高速道路網の整備促進の要望を行っていただきました。この場をお借りしましてお礼申し上げます。

先月29日には、東九州自動車道で整備が進められております4車線化工事の一部がこの冬に県内で初めて完成するとの嬉しい発表がございました。

今後とも、県内の高速道路の一日も早い全線開通と、暫定2車線区間の4車線化に向けて取り組んでまいりますので、引き続き議会の皆様の御支援と御協力をお願いいたします。

それでは、今回御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、委員会資料により御説明いたします。

商工建設常任委員会資料の2ページ、目次を御覧ください。

まず、Ⅰの予算議案では、議案第1号の一般会計補正予算案ほか1件についてお願いしております。

次に、Ⅱの特別議案では、使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例ほか3件について御説明いたします。

最後に、Ⅲの報告事項では、損害賠償額を定めたことについてほか1件について御報告いたします。

詳細につきましては、担当課長等から説明させていただきますので、よろしく御願いたします。

○内田委員長 次に、議案についての説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○小藺管理課長 委員会資料3ページ、県土整備部の9月補正予算になります。

まずは、議案第1号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」です。

今回、予算計上額の増減はございません。繰越明許費と債務負担行為の2点をお願いしております。

1点目の繰越明許費は、表の真ん中、太線で囲んでおります9月議会申請分の欄のとおり、追加——新規の5事業と、変更——6月議会で承認いただいた事業の増額となる8事業、合わせて16億2,516万2,000円の申請をお願いするものです。

4ページを御覧ください。

追加分の内訳です。記載の5事業につきまして、合計が一番下の行になりますが4億8,780万円となります。

5ページを御覧ください。

繰越明許費補正の変更分の内訳です。記載の8事業で表の一番下、太文字にありますとおり、増額の合計で11億3,736万2,000円となります。繰越しの主な理由は、用地交渉や関係機関との調整等に日時を要したことによるものであります。

次に6ページを御覧ください。

一般会計の2点目、債務負担行為であります。

国道265号(小林市須木中原地区)とありますが小林市須木にあります。こちらにおきまして、道路の被災箇所を復旧する工事を行うものです。山間部での大規模な工事となりますことから、適切な工期を確保できるよう、来年度までの債務負担行為を設定するものであります。

7ページを御覧ください。

続きまして、議案第2号「令和7年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)」の繰越明許費です。

表にありますとおり、細島港と宮崎港の整備

の2事業、3億3,200万円をお願いしております。

繰越しの主な理由は、関係機関との調整に日時を要したことによるものでございます。

○松田建築住宅課長 委員会資料の8ページを御覧ください。

議案第5号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

1の改正の理由は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

2の改正の内容は、同法の規定に基づくマンション管理計画の認定申請等を行う際に納める手数料を定めており、関係する条項及び別表について、法改正による条ずれに伴いまして、表のとおり改正を行うものであります。

3の施行期日は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日であります。

○那須港湾課長 資料9ページを御覧ください。

議案第8号「宮崎県港湾審議会条例の一部を改正する条例」についてであります。

1、改正の理由は、港湾法の改正に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

2、改正の内容は、港湾法を引用する条例第2条第1号中の箇所について、表に示すアンダーラインの項にずれが生じることに伴い改正を行うものであります。

3、施行期日は、港湾法の施行期日と整合を取り、条例の公布の日から起算して1か月を超えない範囲内において、規則で定める日としております。

○松田建築住宅課長 委員会資料の10ページを御覧ください。

議案第9号「工事請負契約の締結について」御説明いたします。

県営一ヶ岡団地9号棟建設主体工事の請負契約の締結についてであります。

1の事業概要は、団地名は県営一ヶ岡団地、事業名は公共県営住宅建設事業で、所在地につきましては延岡市北一ヶ岡で、右側の団地位置図のとおり、延岡市のJR旭ヶ丘駅の南西側に位置しております。敷地面積は3,341.8平方メートル、事業計画としましては、1棟47戸の建設を予定しており、全体事業費は約18億3,000万円となっております。

2の工事概要については、構造が鉄筋コンクリート造、地上8階建て、延べ面積は3,662.32平方メートルであります。

3の工事請負契約の概要については、契約の金額は13億6,057万2,400円、契約の相手方は上田工業株式会社、工期は令和9年6月6日までであります。

続きまして、11ページを御覧ください。

整備計画について御説明いたします。

初めに、左側の図ですが、団地の現在の配置で、青枠の部分が今回整備を計画している範囲で、拡大したものが右側に示す今回の工事配置図となっております。

今回の9号棟の配置は、敷地中央に計画し、北側、南側に駐車場を設け、南側の一部には屋外広場を設ける計画としております。なお、今回の建設主体工事の契約範囲は、赤の点線で囲んだ範囲となります。

次に、住戸の計画ですが、間取り図に記載の3タイプとしており、1DKを10戸、2LDKを28戸、3LDKを9戸整備いたします。

また、参考としまして、資料左側の現況配置図において、既存建物をグレーの着色で示しておりますけれども、残りの建て替えにつきましては、PFI手法により整備を進める予定とし

ており、今回建設する9号棟は、現入居者の移転先として活用することとしております。

○椎葉道路建設課長 資料の12ページを御覧ください。

議案第11号「工事請負契約の変更について」であります。

これは、国道447号真幸工区で施工する、(仮称)真幸トンネル工事(1工区)の請負契約の変更についてであります。

1の事業概要であります。

右の位置図に示すとおり、えびの市大字内整で整備を進めている道路改良事業で、延長3,200メートル、車道幅員6メートル、全幅7.5メートル、全体事業費は約205億円であります。

2の工事概要であります。

当工事は、延長850メートルのトンネルを施工するものであります。

トンネルの計画については、13ページを御覧ください。平面図とトンネル標準断面図を示しております。

トンネルの全体延長は2,354メートル、このうち宮崎県側が1,842メートルであり、当工事は、赤色で示している、えびの市側から施工する延長850メートルのトンネル工事であります。

前のページに戻っていただいて、12ページを御覧ください。

3の工事請負契約の概要であります。

契約金額が65億2,230万3,798円、変更金額が70億5,231万6,240円で5億3,001万2,442円の増額変更となっております。

契約の相手方は、清水・大和開発・五幸特定建設工事共同企業体で、工期は令和4年3月7日～令和7年10月31日であります。

4の変更理由であります。トンネル掘削に伴うトンネル内の調査・計測の追加や、掘削土砂

搬出先の容量確保に伴う遮水シートの追加、週休2日工事の実施に伴う請負代金額の変更であります。

内容について御説明いたします。

14ページを御覧ください。

まず、トンネル内の調査・計測の追加であります。

トンネル工事を行う際には、地山の崩落等を抑え、掘削工事中の安全を確保すること、また、トンネルの安定を図るため、右上の図に示していますように、ロックボルトや鋼アーチ支保、吹付コンクリートなどからなる支保工を施工しますが、当工区で掘削している地山は、非常に脆弱な地質で、中段の左側の写真で示していますように、風化した岩や粘土といった柔らかい地質であったことから、中央の写真のように掘削中に地山が崩落したり、掘削後のトンネル内の変位が大きくなる状況が令和5年7月頃に確認されました。

このため、地山の状況に応じた支保工の検討が必要であったことから、下段の枠内に示しています前方の地山の状況を確認するための地質調査と、支保工の応力計測を追加し、トンネルの安定や掘削中の安全を確保しながら工事を進め、全体数量の確定に伴い、その費用を計上したものでございます。

なお、支保工の検討については、学識経験者の意見に基づきながら、その妥当性を判断しております。

次に、15ページを御覧ください。

掘削土砂搬出先の容量確保に伴う遮水シートの追加であります。

真幸トンネルの掘削土は、重金属を含んでいるため、右側の断面図のように、重金属が流出しないように遮水シートによる封じ込めを行っ

た上で、中段の写真にありますように、工区内の路体盛土として利用しております。

中段の写真の青囲みした範囲で盛土する計画でしたが、下段の写真のように、真幸トンネルの地山は膨張する性質があり、掘削後の土砂の体積が想定以上に大きくなったため、中段の写真の赤囲みした範囲まで容量を確保する必要が生じたことから、重金属を含んだ掘削土砂を封じ込めるための遮水シートの数量を追加したものです。

次に、16ページを御覧ください。

週休2日工事の実施に伴う変更であります。

中段の枠内に示していますように、今回の週休2日工事は、令和3年5月1日適用の、週休2日工事の試行実施要領に基づき実施したものととなり、受注者から週休2日工事实施の希望の有無について工事着手前に発注者と協議を行い、週休2日に取り組む場合には、その達成状況に応じ、最終契約変更において、労務費、機械経費、間接工事費に補正係数を乗じるものであります。

当工区では、下段に示していますとおり、工事着手前に受注者から週休2日工事实施希望の協議を経て、週休2日工事に取り組み、実際に4週8休を達成したことを確認したことから、労務費等を補正したことにより、工事費が変更となるものです。

○内田委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はありませんか。

○福田委員 最後の週休2日工事による工事費の補正ですけれども、これをもう少し詳しくお話しください。

○椎葉道路建設課長 週休2日工事の試行を行っております、まず4週8休以上を達成した

場合——達成と言いますのは、工事の工期の全体に対して、現場を閉所した率が28.5%以上であれば4週8休以上を達成したということになります。その場合には、労務費については1.05倍の補正をかけることとなっております。それから機械経費、それから共通仮設費については1.04倍の補正係数をかける。それから現場管理費については1.06倍の補正係数をかけることとなっております。

○福田委員 週休2日ですから4週あったら8日休むということでしょう。これを達成したらということですか。

○椎葉道路建設課長 通常の週休2日といいますが、1週間に2日休むということですが、建設工事の場合にはそういうことが難しいので、工期の全体の中でいつ休んでも構わないのですけれども、4週8休であれば28.5%以上休めば、達成したものとみなしております。

○日高委員 債務負担行為の補正についてですが、国道265号（小林市須木中原地区）の災害はいつのものでしょうか。

○椎葉道路建設課長 少し細かい説明になりますが、平成30年10月に上陸しました台風第25号により被災しております。その後、工事に着手しましたところ、工事現場内でクラックが発生しているのが確認されて、その後調査したところ地滑りということが判明しました。

令和3年度に、地すべり災害として採択いただきました。その後、災害復旧工事を発注していただきましたけれども、昨年の台風第10号によりまして、新たな被害を受けました。現在、道路より上のほうののり面工事の復旧工事を行っております。今回、議案に上げさせていただいているのは、道路より下の路側構造物の工事になります。

○日高委員 平成30年からずっとやりつつも、地すべりが起こって、昨年の台風第10号で被害を受けた道路より下のほうを補強みたいな感じでやっているように見えるけれども、現状復旧できるものなのでしょうか。

○大部園道路保全課長 災害復旧事業で申請しております。道路自体は吹っ飛んでいるんですけども、下のほうから直壁の構造物で立ち上げまして、道路をまた新たに造るというような工事で復旧できるということで考えております。

○日高委員 気をつけてやってくださいね。何回やってもひび割れや地すべり……。地すべりはしっかり抑えておかないと厳しいから、入郷でも当然そういうのもあるわけで、この中原地区というのはどこになるのでしょうか。

○大部園道路保全課長 小林市須木村——旧須木村になります。西米良に近い位置になります。

○岩切委員 建築住宅課に質問させてください。

資料11ページにございますけれども、住宅サイズが1DKから3LDKまでありまして、それぞれ戸数が報告されました。このようなサイズ感で、今回造るにあたっての戸数の決定だとか、それぞれの住居の面積などは、どのような場面で確認されて、計画が立てられていくのか、その過程を教えてください。

○松田建築住宅課長 建て替えにおける住戸タイプにつきましては、事前に入居者に説明させていただいているところです。その中で入居者にアンケートを取りまして、いろいろな意見交換をさせていただく中で、タイプを決めさせていただいております。

1LDKにつきましては単身の方向けというところでありまして、単身の方でも2LDK、3LDKがいいという方もいらっしゃる

ます。家族が訪問したときに一緒に過ごせるスペースが欲しいということで、单身の方でも広い部屋を求めたりされておりまして、そういうところをくまなく調査し、アンケート結果等を踏まえて、タイプと住戸について決定しているところです。

○岩切委員 現在の居住者のニーズというニュアンスで伺いましたけれども、住宅政策上で、例えば、単身世帯が増えているからとか、そういうものがベースにあって、サイズと戸数が決定されるという過程ではなくて、あくまで解体前に居住されている方が再入居されることを前提にして計算されているという理解でよろしいですか。

○松田建築住宅課長 おっしゃられるとおり、まずは既存入居者の移転先というところで、既存入居者の意向を踏まえております。また、既存入居者の移転等が終わって、新たに新規の入居者を応募する場合につきましては、その地区の世帯状況を調査したり、いろいろな統計を見ながら戸数とタイプ等を決めていくということにしております。

○岩切委員 最後の確認ですが、今後の見通しとして、単身独居世帯が増えるだろうとか、家族世帯の入居が多だろうというのを前提条件として、1つの区画、PFIの手法で整備される建物も含めて、このサイズが何戸というような決定をしていく過程は、課で決めていくのか、それとも人口動態などを専門とする方々を集めて議論いただくのか、そのあたりを知りたいのですが。

○松田建築住宅課長 選定過程というか、そういうタイプを決める過程におきましては、当課のほうである程度、いろいろな統計調査や動向等を把握・調査しながら決めていく形になりま

す。ただ、そういった中で、いろいろな意見等も聞く場面が今後は出てくると思っております。例えば、学識経験者、社会福祉法人等の関係団体といったところも意見を聞く場があるかと思っております。

○岩切委員 そうすると青線の枠内の9号棟は決めましたけれども、残りの赤枠についてはまだ戸数は決まっていませんということで、これからいろいろな意見を聞いて決めていくという理解でよろしいですか。

○松田建築住宅課長 委員のおっしゃるとおり、新たに建て替えるものにつきましては、今後しっかり議論しながら決めていくということにしております。

○脇谷委員 資料8ページの建築住宅課ですが、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正があったということで、今回は使用料及び手数料徴収条例の条ずれに伴う改正が行われるんですけれども、もともとのマンション管理適正化法の改正がどういうものなのか。また、マンション管理計画の認定審査をするということで、これは一体どなたが申請をされるのか、簡単に教えてください。

○松田建築住宅課長 マンションにつきましては、現在非常に老朽化している状況で、入居者も非常に高齢化が進んでおり、マンションのいろいろな管理・運営等がうまく回っていないところがございます。そういったところを補う上で、しっかり建物の老朽化のこと、管理組合等の組織を維持し、スムーズに運営していくという流れをしっかりとつくっていくために、今後、改正して順次施行されるというところ、大きくはそういうところになります。

○脇谷委員 改正の内容は分かったんですけれども、認定するための申請は誰がするんですか。

○松田建築住宅課長 申請につきましては2通りあります。分譲事業者が申請して、その申請したものについて管理組合等に引き継ぐ場合と、管理組合自体が作成して申請することが考えられます。

○脇谷委員 少し細かいことですが、手数料が若干上がるということでしょうか。

○松田建築住宅課長 手数料につきましては、今、変わるわけではございません。今回の改正につきましては、マンション管理適正化法に伴いまして、マンション管理適正化支援法人という法人の認定制度が加わって、その制度が条項等で規定されたものですから、条ずれが生じたため、関係規定等を改正するということになっております。

○脇谷委員 なぜ、使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例になるんですか。

○松田建築住宅課長 使用料もしくは別表等に、法何条何項に伴うとかいう引用がございます。その引用する条項等が変わりますので、今回改正するというところになります。

○山口副委員長 議案第11号についてお伺いしたいのですが、今回、変更契約の金額が約5億円増額という形になっているかと思えます。変更理由が3つ大まかに挙げられていて、調査計測の追加と土砂のシートの追加、週休2日制、それぞれどれぐらい金額のインパクトがあるといえますか、内訳について教えてください。

○椎葉道路建設課長 まず、トンネル内の調査計測の追加が約1.7億円でございます。

それから2つ目の遮水シートの追加が約1.3億円でございます。

週休2日工事が約1.7億円でございます。

○山口副委員長 遮水シートと週休2日制については、恐らくもともとの契約の中に入ってい

たものであろうかと思うんですけども、調査計測で新しく出てきたトンネル内の前方調査等については、もともとの契約——これまでの議会で議決した契約には入っていたものなのか、入っていないものなのか教えてください。

○椎葉道路建設課長 もともとの契約には入っていない項目でございまして、その後追加したものであります。

○山口副委員長 先ほどの説明の中で、令和5年7月に確認されて、それから工事をやることにしたということですが、工事が既に完了しているのかどうか教えてください。

○椎葉道路建設課長 全ての工事は既に終わっておりまして、現在、後片づけ中であります。

○山口副委員長 このトンネル調査の計測については、いつ完了したのか教えてください。

○椎葉道路建設課長 前方調査の後に突出試験を行っておりまして、最後に終わったのが令和7年3月でございます。

○山口副委員長 トンネル工事なので掘っていくと新しいものが出てくるというのは理解するところです。工事によっては土砂等の出っ張りの増減もあり得るので、工事金額の増減はあり得ることだろうと思うんですけども、今回は新しく追加されています。原契約にはないものということなので、工事費が恐らく原契約よりも多くなるだろうということは想定ができたのではないだろうかと、勝手に考えるところではあります。

原契約の中でももともとは吸収できる可能性があったので、最終的に最後の契約の段階でこうやって上げてくるという形の判断になったのか、それとも工事費自体はもう恐らく上がるだろうということは分かっていたけれども、変更契約なので今回このようなタイミングで上げる形に

なったのか、そのあたりの判断について確認しておきたいんですけども。

○椎葉道路建設課長 まず、今回の議会に議案として上げたことにつきまして、最終的な工数の数量が確定したのが令和7年6月末ぐらいでした。全ての工数の数量・金額が確定したということで、今回上げさせていただいております。

それと、前方調査をやることで工事費が上がることは最初から分かっておりました。前方調査も全部で6回に分けて実施しております。それはトンネルを掘っていたところ、掘ったところの地質を確認して、我々が当初想定していた地質と違いました。前方調査が必要と判断した場合に実施するというので、約100メートルおきにその確認をしまして前方調査が必要という判断をしております。結果的に6回やっておりますので、大きな金額になっておりますが、最初の時点ではこれほどの大きな金額になるとは想定していなかったというのがあります。

○山口副委員長 金額の大小は別にしても、原契約よりも工事費が増額になる可能性は令和5年の段階で考えられていたと思いますので、議決が必要になってくるだろうということは想定されていたんだろうと考えます。令和5年以降の委員会において、この内容について報告がなされているのかどうかを確認させてください。

○椎葉道路建設課長 委員会等では報告はしておりません。

○山口副委員長 今回は工事をやってしまっていて、工事を止めるわけにもいかないというところも重々分かります。その判断の是非というところは、いろいろ考え方があろうかと思いますが、同じようにトンネル工事をこれまでもやられてきたかと思えます。事前に担当課に伺っていると、以前も同じような状況で、既に工事

をやってしまったという状態の中で議案が上げられたときに、委員会の中で多少議論になったことがあると聞いています。そのときは最終的にどのような議会との決め事というか、どういう方向性で今後やっていく形になったのか教えてくださいいただけますでしょうか。

○椎葉道路建設課長 平成25年9月定例会で同じような話が委員会の中でございました。最終的には工事を進めていく中で、今回のように変更が生じた場合には、適時直近の状況を各常任委員へ御報告するというのでございます。

○内田委員長 ここで委員の皆様にお諮りいたします。本日4時までの日程となっていました。このまま継続してよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○内田委員長 それでは、引き続き審査を継続します。

○山口副委員長 工事内容に変更が生じた場合をどこまで見るのかについては、議論の余地があろうかと思えます。今回の場合は、私は特にこの調査・計測については、もともとの議決事項にない工事の追加だと思っております。報告がなされるべきことであつたのではないだろうかと思っております。

また、金額についても最終的だとはいえ1億円を超えてくるような額になってきておりますので、どこかのタイミング、今年度でないにしろ昨年度に、こういう状況だという報告があつてしかるべきことではなかったかなとは思っています。そのあたりの受け止めについて、部長にお伺いしてもよろしいですか。

○桑畑県土整備部長 副委員長御指摘のとおり、議決をいただいて工事を進めさせていただいております。もちろんその中で最終的な契約のところまで御報告すべきだと思っておりますし、

今回の工事は、3か年というかなり長い期間の中でこのような変更をやっております。報告のタイミングは今後検討する必要があるのかなと思っております。

道路建設課長からも御説明しましたけれども、金額と内容が確定した時点——今回の9月定例会で御報告してはいますが、その前の6月定例会くらいの時期に内容の御説明はしておりますが、タイミングとしては少し遅いのかなと思っております。例えば、このような金額の大きい期間の長い工事においては、事業の進捗も含めて定期的に工事の内容を御説明していくようなことも考えていかなければいけないのかなと思っております。

いずれにしても、このトンネル工事だけではなく、県が発注する工事全体に関わるようになりますので、他県の状況なども調べて、今後どういうタイミングで、どういう内容で報告していくのかというのは考えて、検討させていただきたいと思っております。

○山口副委員長 今回の件について悪意があるわけではないということ、実務上変なことがあったということでもないというのは分かっているところではありますが、最初に提案いただいたときに既に完了している工事だということもあって、個人的には議決権が制限されているように少し感じました。反対することが絶対にできない状況に既になってしまっていると。トンネル工事は見えないものなので、こういう形が起り得ると思っておりますけれども、別の工事でも同じようにやろうと思えばできてしまうという状況も当然あり得る——議決をしていない工事を追加して、工事をやってしまうということもできなくはないという状況が出てしまうので、しっかりと議決の在り方であったり、今後どう

やって議会へ報告すべきなのかというところについては、ぜひ協議させていただきたいと思っております。

平成25年に同じような議論があったのであれば、担当者が変わっても、こういうことがあったんだということは共有いただいて、委員会にも都度報告していただけるように、今後お願いできればと思います。

あくまで意見ですので答弁等はいりません。よろしくお願いたします。

○内田委員長 資料4ページの港湾費の中の港湾調査事業5,000万円の調査内容を教えていただいているのですか。

○那須港湾課長 港湾調査事業の5,000万円ですが、今ある施設を点検しまして、その点検に基づいて維持管理計画書により、今後どのように維持していくかという計画を立てる内容になっております。

○内田委員長 今ある施設というのは、3つある港湾ということですか。細島、日南、宮崎ですか。

○那須港湾課長 対象は全15港湾になりまして、委員長が言われるように、細島、宮崎、油津は当然入っております。

○内田委員長 今回、質問もさせていただきました。前向きな答弁でありがたく思ったところですが、コンテナターミナルにあるガントリークレーン2基のうちの1基がすごく古くなっています。企業側からしたらコストやスピード面などがかなり重要で、使いやすい港が選ばれると思います。細島は外港対応、油津はクルーズ、宮崎が内港対応なのかなと考えたりしているところですが、細島港の強みをもっと発揮していただくために、この調査の中で、しっかりと企業目線で2基あるクレーンのうちの1基もしつ

かり調査していただきたいと思えます。できれば2基とも十分使えるものが設置されていてほしいと思うんですけれども、そういうことも含めた調査という理解でよろしいですか。

○那須港湾課長 対象となりますのは、我々が造って管理している施設になりますので、おっしゃいましたガントリークレーンのほうが対象になります。

○内田委員長 海岸は港湾調査事業とは関係ないですよ。

○那須港湾課長 この港湾調査事業の中には、海岸のほうは入っておりません。

○内田委員長 分かりました。ほかになれば、次に移ります。

次に、報告事項に関する説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いします。

○大部園道路保全課長 委員会資料17ページを開きください。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定により、御報告いたします。

今回の報告は、物損事故が7件であります。

事故の内容について説明いたします。

発生日、発生場所等につきましては、資料の左の欄に記載のとおりであります。

1の石跳ね上げ事故につきましては、車道上に穴ぼこから発生していたアスファルト片が走行車両によって跳ね上げられ、被害者宅の窓ガラスを損傷したものであります。本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことはできないと判断し、県の過失割合を10割としております。

2及び5の倒木事故につきましては、進行方向の左側のり面から道路上に倒れていた竹や枯れ木に衝突し、2はラジエーターを、5はボン

ネットやサイドミラーなどを損傷したものであります。本件は、被害者に前方不注視の過失がありますので、県の過失割合を6割、相手方の過失割合を4割としております。

3の落石事故につきましては、進行方向の左側のり面から突然落下した石が車両を直撃し、ドアを損傷したものであります。本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことはできないと判断し、県の過失割合を10割としております。

4の枝落下事故につきましては、進行方向の左側のり面からせり出している樹木の枝が突然落下して、車両を直撃し、フロントガラスやボンネットを損傷したものであります。本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことはできないと判断し、県の過失割合を10割としております。

6及び7の倒木事故につきましては、道路上空にせり出している竹が突然倒れ、車両を直撃し、6はトレーラーヘッドの上部やラジオアンテナを、7は車両上部やドアなどをそれぞれ損傷したものであります。本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことはできないと判断し、県の過失割合を10割としております。

これら7件の物損事故に伴って発生した損害賠償額は121万1,430円となっております。全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上であります。引き続き、道路パトロールを徹底するとともに、道路の異常箇所についての情報提供の呼びかけを行うなど、道路利用者の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○植村技術企画課長 県が出資しております公益財団法人宮崎県建設技術推進機構の経営状況等について御報告いたします。

別冊の令和7年9月県議会定例会提出報告書

(県が出資している法人等の経営状況について)を御覧ください。

冊子の報告書では115ページ、データの報告書では119ページをお開きください。

まず、令和6年度事業報告書について御説明いたします。

1の事業概要であります。県及び市町村の委託を受けて、公共工事の積算検収や工事管理、アセットマネジメント支援などの業務を実施しております。

2の事業実績につきましては、積算事業や施工管理事業などを実施したところであり、事業の詳細は後ほど御説明いたします。

次に、経営状況等について御説明いたします。

冊子の報告書では177ページ、データの報告書では181ページをお開きください。

令和7年度宮崎県出資法人等経営評価報告書でございます。

まず、上段の概要の上から4行目です。

総出資額3,000万円のうち、県出資額が2,000万円で、県出資比率は66.7%となっております。

その下、設立目的につきましては、記載のとおりでございます。

次に、その下の表の県関与の状況であります。

まず、上段の人的支援につきましては、表の右側の令和7年度の合計にありますように、役員数は10名であり、その内訳は常勤3名、非常勤7名となっております。常勤役員3名は、県職員が1名、県退職者が2名であります。また、職員数は合計19名で、そのうち県職員は5名であります。

財政支出等は、県の委託料のみで、令和6年度は2億8,284万円余となっております。

次に、主な県財政支出の内容についてであります。

まず、①積算支援事業につきましては、工事の発注に必要な実施設計書を作成する事業で、令和6年度の決算額は2億1,146万円余であります。

②施工体制監視支援事業につきましては、工事現場において施工体制の点検を行う事業で、決算額は5,168万円余であります。

③工事検査支援事業以下は、記載のとおりでございます。

次に、その下の実施事業につきましては、①～⑨の9つの事業を実施しており、特に②アセットマネジメント支援事業では、県内市町村の道路施設の定期点検などの支援を行っております。

次に、その下の活動指標であります。

まず、①積算等事業受託数は、令和6年度の目標120件に対しまして、実績が107件、達成度は89.2%となっております。

目標には届いておりませんが、令和5年度に比べて受託数、受託額ともに増加しております。

次に、②市町村等からの相談件数は、市町村への支援状況を判断する指標であります。目標の80件に対しまして、実績が137件、達成度は171.3%となっております。

最後に、③研修延べ受講者数は、研修事業の取組状況を判断する指標であります。目標の1,900人に対しまして、実績が1,902人、達成度は100.1%となっております。

次のページをお開きください。冊子の報告書では178ページ、データの報告書では182ページになります。

上段の財務状況の左側、正味財産増減計算書の令和6年度の欄を御覧ください。

列の一番上にあります経常収益は7億2,521万円余、その一行下の経常費用は7億2,121万円余

となっております。

経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額はプラス400万円余となっております。

中ほどの一般正味財産期末残高は5億7,524万円余となり、3行下の指定正味財産期末残高の3,000万円と合わせまして、表の一番下、正味財産期末残高は6億524万円余となっております。

次に、表の右側、貸借対照表の令和6年度の欄を御覧ください。

列の一番上にあります現金預金や未収金などの資産は10億2,608万円余、その3行下の未払金や賞与引当金などの負債は4億2,084万円余となっております。表の中ほどにありますように、資産から負債を差し引いた正味財産は6億524万円余となっております。

次に、ページ中段の財務指標についてです。

まず、①収支バランスは、経常費用に対する経常収益の割合で評価しております。令和6年度は目標の100%に対しまして、実績値、達成度ともに100.6%となっております。

次に、②正味財産増減率でございますが、前年度正味財産に対する当年度正味財産の割合で評価しております。令和6年度は目標の100%に対しまして、実績値、達成度とも100.7%となっております。

次に、③市町村等からの収入比率は、経常収益に対する市町村等からの収入の割合で評価しております。令和6年度は目標の50%に対しまして、実績値が61%、達成度は122%となっております。

次に、ページの一番下の表、総合評価ですが、表の右側の県の評価の欄を御覧ください。

活動内容につきましては、積算等事業受託件数が目標には若干届きませんでした。宮崎県建設技術推進機構の設立目的に則した事業を積

極的に実施しており、昨年度よりも改善が見られることから評価できると考えております。

また、財務内容につきましては、設定した指標を達成しており、健全な財務体質を維持していることから評価できると考えております。

その下の評価につきましては、活動内容、財務内容、組織運営、全ての項目で良好のAとしております。

続きまして、令和7年度の事業計画について御説明いたします。

冊子の報告書では122ページ、データの報告書では126ページをお開きください。

1の基本方針は、下から2行目以降にありますように、今後とも、公益目的事業を的確に実施していくとともに、社会情勢の変化やニーズに的確に対応しながら、支援事業の早期展開に向けて取り組むこととしており、継続して2の事業計画に記載しております9つの事業に取り組んでまいります。

冊子の報告書では124ページ、データの報告書では128ページをお開きください。

3の収支予算書であります。

(1) 経常収益は、表の中ほど、線で囲みました経常収益計の欄にありますように、当年度7億4,404万円余を見込んでおります。

(2) 経常費用につきましては、冊子の報告書では125ページ、データの報告書では129ページの中ほど、線で囲みました経常費用計の欄の7億6,074万円余を見込んでおります。

宮崎県建設技術推進機構につきましては、以上でございます。

○椎葉道路建設課長 引き続き、宮崎県道路公社の経営状況について御報告いたします。

冊子の報告書（県が出資している法人等の経営状況について）の3ページ、データの報告書

の7ページを御覧ください。

まず、令和6年度事業報告書について御説明いたします。

1の事業概要であります。一ツ葉有料道路の北線・南線の料金徴収及び休憩所の維持管理等を行いますとともに、橋梁の耐震対策等を行ってきたところであります。

2の事業実績であります。表右側の事業実績欄を御覧ください。

北線の通行台数は、年間400万3,000台余で、料金収入が4億9,830万円余。南線の通行台数は、年間448万8,000台余で、料金収入が5億7,897万円余となっております。

次に、経営状況について御説明いたします。

冊子の報告書の179ページ、データの報告書の183ページを御覧ください。

令和7年度宮崎県出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。この報告書につきましては、令和6年度の事業終了時に経営評価を行い、作成しております。

まず、一番上の表の概要を御覧ください。

上から4行目の総出資額は29億8,700万円、県出資比率は100%であります。

次に、中ほどの県関与の状況を御覧ください。

まず人的支援であります。表の右側の令和7年度の欄を御覧ください。

役員数は合計4名で、そのうち県職員が1名、県退職者が2名、それ以外の者として公認会計士1名となっております。また、3行下の職員数は合計11名で、そのうち県職員が4名、県退職者が5名、宮崎県道路公社のプロパー職員が2名となっております。

その下の欄、県の財政支出等につきましては該当ありません。

次に、下段の表、実施事業を御覧ください。

宮崎県道路公社では、一ツ葉有料道路の維持・修繕・管理をはじめとする①～③の事業を行ってきたところであります。

次に、その下の活動指標を御覧ください。

活動指標を2つ掲げておまして、①一ツ葉有料道路利用台数につきましては、令和6年度欄にありますように、目標値822万4,000台に対して実績値849万2,000台で、達成度は103.3%であります。

②有料道路回数券販売活動につきましては、目標値の3億4,788万1,000円に対して、実績値が3億6,364万5,000円で、達成度は104.5%となっております。

次のページを御覧ください。

冊子の報告書では180ページ、データの報告書では184ページになります。

一番上の表の財務状況を御覧ください。まず、表の左側の収支計算書でございますが、令和6年度の収入と支出は、ともに11億9,782万円余であります。

収入は、通行料金収入が主なものであります。

支出につきましては、その内訳が、事業費は道路補修や植栽等の維持管理費で5億8,681万円余、管理費は公社役職員の人件費や管理諸費で1億137万円余、その他の支出は、償還準備金や道路事業損失補填引当金等で5億963万円余となっております。

次に、右側の貸借対照表であります。令和6年度の資産は、公社の現金・預金等である流動資産と、主に道路資産である固定資産を合わせまして241億3,857万円余となっております。その3行下の負債は、主に未払金や預り金である流動負債と、法律で定められた特別法上の引当金である固定負債を合わせまして211億5,157万円余となっております。

その下の資産から負債を差し引いた正味財産は、県の出資金で29億8,700万円となっております。

次に、その下の財務指標であります。道路料金収入を指標としております。

指標の達成度であります。令和6年度欄にありますように、目標値10億5,100万円に対し、実績値は10億7,727万円余、達成度は102.5%となっております。

次に、中段の表の直近の県監査の状況ですが、令和6年度財政援助団体等監査における指摘事項はありませんでした。

次に、下段の表、総合評価を御覧ください。

表の右側、県の評価であります。令和6年度は、利用者の視点に立った管理運営及び利用促進の結果、道路利用台数及び道路料金収入は目標値を達成しており、安定した管理運営が図られているものと評価しております。

引き続き、道路料金収入の確保や経費削減に取り組み、経営基盤の強化を図るなど、県出資金の全額償還に努める必要があり、さらに国土強靱化の観点から県民の生命・安全・安心な暮らしを守るため、道路等の計画的な補修、橋梁の耐震対策を着実に推進していく必要があると考えております。

次に、評価としては、活動内容、財務内容、組織運営のいずれもA、良好としております。

続きまして、令和7年度の事業計画について御説明いたします。

冊子の報告書の7ページ、データの報告書の11ページを御覧ください。

令和7年度の事業計画書であります。

1の事業概要、2の事業計画であります。引き続き料金徴収及び維持管理等を行うとともに、橋梁耐震対策に取り組んでまいります。

次のページを御覧ください。冊子の報告書では8ページ、データの報告書では12ページになります。

3の収支計画でございます。収入は10億8,486万円余、支出は16億1,552万円余を見込んでおります。

なお、収支差の5億3,065万円余につきましては、毎年度、利益相当分を積み立ててきております償還準備金を充てることとしております。

○内田委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はありませんか。

○坂本委員 資料17ページの損害賠償の事案のところで教えてもらいたいですけれども、損害賠償の対象になる事案を県が掌握する契機について、どういうきっかけで掌握されるのでしょうか。被害に遭われた方が申し出ることで掌握されるのか、もしくは警察が事故処理をして警察から来るということなのか、そのあたりについて教えてください。

○大部 藺道路保全課長 基本的には、被害に遭われた方から土木事務所に連絡がありまして判明するような形になります。そこで、損害賠償の意思があるかを確認した上で、意思のある方につきましては、いろいろと精査や検証を行いまして、今回のように報告事項として上げさせていただいております。

○坂本委員 たまたまですけれども、宮崎市内の街路樹が根こそぎ倒れたというニュースが昨日ありました。ここで取り上げられているものは、時期的に台風で倒れたとか落ちてきたというわけでもなさそうですが、自然災害が激甚化していると言われている中で、のり面の木が倒れてくるとかということも今までよりも多くなるだろうし、地盤が緩んで石が落ちてくるといったことも増えるような気もしています。もっと言

うと、宮崎県はそれほど道路冠水の被害はなかったけれども、道路冠水により車が浸ることもありますよね。万が一、排水設備の不備によって損害賠償を求められたときなど、今後すごく損害賠償の対象となる事案が増えるように思うんですが、自然災害の激甚化に伴って、そういったことを想定して、検討なさる場はあるのでしょうか。

○大部 園道路保全課長 自然災害ということでの対応は今はやっておりませんが、基本的には、道路パトロールを行いながら、危険箇所につきましては除去や補修をしております。冠水につきましても、これまでの異常気象とかで把握できている部分については速やかに通行規制とかを行いまして、事故が起きないように努力しているところではございます。

○坂本委員 私が少し大げさに言ったところがありますけれども、10年前とか20年前よりも損害賠償が増えているといった傾向というのは把握されていないですか。

○大部 園道路保全課長 過去10年で比較しますと、平成27年度は620万円ほどの賠償額を払っております。昨年度は1,200万円ということで、年度によってばらつきもございます。かつ、大きな台風や線状降水帯などが多く発生した年が、そういった事故が起きる確率が高いと我々としては判断しております。

○日高委員 宮崎県建設技術推進機構の業務の中身として、積算支援事業、施工管理体制の監視、建設技術情報提供とありますが、特に建設業のキャリアアップ支援。いろいろな形で建設業の技術とかを支援していると思います。

私は、宮崎県インフラDXコンソーシアムの会員ですが、勉強会をしていますよ。県からも技術企画の若手職員が来ています。課長

は来ないけれども、次は来るでしょう。いろいろな研修を受けて、講演も聞いたりして、非常に働き方改革の中では、今後この建設業のDX化っていうのは相当急速に進んでいくなというような気がしていますが、その中でも重要な位置づけになっている建設ディレクターの育成について、宮崎県建設技術推進機構でそういったDX関係も含めた中で、建設ディレクターの育成とかもやっていないとおかしいのでしょうか。

○植村 技術企画課長 委員が先ほどおっしゃいましたキャリアアップ支援事業の中で、宮崎県建設技術推進機構のほうで、建設業の資格取得について、講習会の参加費用の上限はございますけれども、受験料などを支援するという取組をしております。

さらに令和7年度から、若者・女性活躍支援ということで、35歳以下の若者と女性に限定して、建設産業に関するデジタル分野の資格取得、先ほどおっしゃいました建設ディレクターの育成講座とか、そういったものに参加された方には受講料などを支援するといった取組をしております。

○日高委員 県内にどれだけ建設業ディレクターがいるか分からないですが、この間、日南市の永野建設株式会社の講演を聞いたら、かなり進んでいるなという気がしました。その中で、去年から緊急アドバイザー派遣事業の予算を組んで本課でやっていなかったのでしょうか。

○小園 管理課長 建設ディレクターにつきましては、ただいま技術企画課長が申し上げましたとおり、今年度より資格取得支援を行っているところではございますが、委員がおっしゃった研修事業につきましては、昨年度も実施しております。女性などに御受講いただいていると

ころでございます。引き続き、そういった支援をしっかりとやってまいりたいと考えております。

○日高委員 これは重要なポジションであって、農業土木とか森林土木も混じった中でやっていく中では、それこそ業務の効率化にも当然つながります。

しかしながら、建設ディレクターがいたとしても、皆さん方がそこについていけないと話にもなりません。若手職員の技術者育成についてもこういうところでやるのでしょうか。業者向けもあると思いますが、職員向けの研修もあるのでしょうか。

○小藺管理課長 県職員につきまして、建設ディレクターというような形ものは想定しておりません。職員向けにつきましては、まずは県庁業務のDXも重要だと思っておりますし、そういった取組を独自で実施しているところがございます。

○日高委員 ドローンとかもあるけれども、ドローンだけでなく実質、聞いてみると、例えば港湾の計装というのもできないこともない。できる事業は当然分かるし、多分、県土整備部でも試行的に何本かDX化をやらせていますよね。だからそこを建設技術推進機構も一体になってうまいこと調整して行って、建設業のDX——建設業も若手が入ってこないわけですから、DXが進めば入ってきやすい。建設技術推進機構があるわけですから、一緒になって使って、宮崎版とか宮崎ならではのDX、インフラDX、アイコンストラクションなどにしっかりとつなげていければと思います。しっかりとそのあたりもやっていただきたいと思っています。

○小藺管理課長 委員のおっしゃるとおりです。建設産業は、多いときでは県内で7万人弱おりましたが、現在は4万人程度という状況にごさ

います。年齢構成を見ましても29歳未満以下の若手が1割程度、50代以下が半分であり、もっと細かく言うと60代以上が3割といったような状況です。そういった中で、労働局での有効求人倍率も、全産業ですと1.27倍といったところが、建設産業ですと3～5倍といった状況で、募集してもなかなか来ない状況にあります。さらには先ほどのような年齢構成ですので、今後急速に就業者が減ることも見込まれる。

委員おっしゃるとおり、DXの活用による業務効率化も必要ですし、若者に魅力ある職場にする必要もがございます。そういった意味では、週休2日制の定着などもその一環だとは思っておりますが、DXやその他の取組も含めまして、県としてしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

○福田委員 重箱の隅をつつくような質問ですけども、冊子の177ページの活動指標というところで、②市町村等からの相談件数というのがあって、目標値80件に対して実績137件とありました。市町村からの相談件数が137件もありましたよというところで、達成度は170%になっています。

その次に、指標の設定に関する留意事項というところの活動指標②を見ますと、市町村等からの相談件数については、「市町村支援の基本である技術相談業務を積極的に実施するため目標値設定を行ったものである。なお、近年の達成状況を考慮し、今後、目標値の変更を検討する」とあります。令和7年度と令和8年度の目標値が同じということについては、これから変えていかれるのでしょうかけれども、何回読んでも市町村のほうから相談したのは増えたんですけども、目標値に設定しているのは技術相談業務を積極的に実施する目標値です。こういう

のをわざわざここまで数値を出していく必要があるかなと感じたんですが、部長はどうお考えでしょうか。

○桑畑県土整備部長 建設技術推進機構は市町村の出資もいただきまして設立した団体でございます。やはり大きな目標として市町村の支援というものを目標の一つに掲げております。

市町村には、いろいろなところで支援していますが、まずどのような業務をやってもらいたいかとか、どのようなところで困っているのかとかいうところを把握して、それを事業化していくという目的で、そういう相談をしていただくことを一つの指標として掲げさせていただいております。

これを基にしていろいろな事業を行っております。例えば、先ほどありましたメンテナンス関係の橋梁の構造物の点検事業について、市町村がやるべきものを建設技術推進機構で受託してやっているような形で事業に結びつけているという状況でございます。

○内田委員長 それでは、その他で何かありませんか。

終わりかけていますが、2点だけお伺いします。

まず、台風第15号の件です。質問もさせていただいたんですけれども、国土交通省に台風第15号の後に通行止めになった件で、規制の基準が分からないという問合せをしていただいて御回答いただきました。それぞれの区間で、降水量によって通行止めの基準があるんだということで、今回通行止めした関係で高鍋町のほうの崩落に巻き込まれることがなかったという評価を国土交通省がされていたということでした。しかし、特に南道路の通行止めがこれまでも何回もあり、国道10号が降水で冠水して止められ

たときには、大抵南道路のほうも通行止めになって、延岡市、門川町、日向市への行き来ができないというような状態に何度もなっています。自分も今回経験したことによって、迂回路が本当に分かりにくいなということを感じました。案内板があったんでしょうが、夜間ということで、皆さん車で探し回っているような状況であったり、誘導される方が情報不足で、どう迂回させて案内していいかが分からないような状況もあって、大型車が国道10号線渋滞の原因を生んでしまったりとか、いろいろありました。

今後調査していくというようなこともお聞きしているんですけれども、しっかり議事録に残してもらいたいと思っています。国、県、市としっかり連携を取って調査していくんだというようなことがあれば、お答えをいただけないでしょうか。

○山浦高速道対策局長 土々呂と船越の件だと思いますが、これまでも冠水した実績はございます。県としましては、河川でいきますと浦上川の河川改修に着手したり、河川の掘削をやったりしています。また、船越でいきますと小丸川の河川掘削といった対策もやっているところです。

今回の件につきましては、しっかりとその後の対応も含めまして、国、延岡市、門川町、県の間で検証の情報共有というところと、今後何ができるかということもしっかりと議論してまいりたいと考えております。そのあたりにつきましては、できれば早いうちにとということで、10月の前半にでも協議を持ちたいということで現在調整を進めているところでございます。

○内田委員長 もう1点。先ほど港湾のところでも質問しようかと思ったんですが、2年後の国スポに向けて、今年度、来年度とプレ大会が行

われる中で、本当に緊張感を持って施設を整備していただいています。10月19日に延岡市で水泳の大会——プレオープンのウォーター大会が行われるんですけれども、須美江海岸のほうで、今回の台風第15号で、砂とかが少し削れたりしていて、地元の方々は大大会がうまくいくのかと心配されています。

先ほどの調査がそこまで及ぶのかなと思って質問させていただいたかかったんですが、プレ大会も九州各地から100名ぐらいが集まって、松田丈志さんも来られるということで注目されている大会なので、しっかり見ていただいて調査して整備いただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○那須港湾課長 まずは、海岸についても点検等しておりますので、そこで何か異常が見つかれば補修をしていくという基本的な考えがございます。

それと、お話のあった須美江でございますけれども、我々のほうでは所管しておりません。

○内田委員長 どこになるんですか。

○那須港湾課長 農政水産部漁業管理課の所管になります。

○内田委員長 そっちなんですね。

○那須港湾課長 現場の対応をしているのは、北部港湾事務所にはなります。

○内田委員長 正直に申しますと、延岡市議会から、県にお願いしているけれども、やっていただけなくて困っているということで、意見をいただいていたので、やるように言っていたければありがたいと思います。

○那須港湾課長 情報を共有したいと思います。

○日高委員 この間の台風で気づいたんですけれども、これが県道か、みたいなのが全部崩れていますよね。県道とはいえ農道より悪い。県

道もやらないと、高速道路ばかりやっている場合じゃないですよ。県道まで崖崩れが起きて、予算は限られているでしょうけれども、危険箇所はある程度把握はしつつも、少しずつやっていくことも重要だと思いました。

これは要望です。もう分かっている話だから、いまさら言う話でもないけど、心に置いておいてください。

○内田委員長 では、要望ということで。

それでは、以上をもって、県土整備部を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後4時52分休憩

午後4時55分再開

○内田委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、22日月曜日に行いたいと思います。

開会時刻は午後1時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それではそのように決定いたします。

そのほかで何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 以上で、本日の委員会を終了いたします。

午後4時55分散会

令和7年9月22日(月曜日)

午後0時59分再開

出席委員(7人)

委員	長	内田理佐
副委員	長	山口俊樹
委員		日高博之
委員		福田新一
委員		坂本康郎
委員		岩切達哉
委員		脇谷のりこ

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主査	春田拓志
政策調査課課長補佐	坂下誠一郎

○内田委員長 委員会を再開いたします。

本日の委員会に2名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

傍聴される方をお願いいたします。傍聴人は受付の際にお渡ししました傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただくをお願いいたします。

まず、議案等の採決を行います。採決の前に、賛否も含め御意見ををお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時0分休憩

午後1時2分再開

○内田委員長 委員会を再開いたします。

一括採決とすることよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、議案第2号、議案第5号、議案第8号、議案第9号及び議案第11号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第2号、議案第5号、議案第8号、議案第9号及び議案第11号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時3分休憩

午後1時7分再開

○内田委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、ただいま御意見をいただきました。参考にしながら、正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査については継続審査といたしたいと思

ますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、10月21～23日に予定されております県外調査につきまして、御意見・御要望等をお伺いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時8分休憩

午後1時13分再開

○内田委員長 委員会を再開いたします。

県外調査の実施につきましては、日程表のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、11月4日火曜日に予定されております閉会中の委員会につきまして、御意見を伺いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時14分休憩

午後1時16分再開

○内田委員長 委員会を再開いたします。

11月4日火曜日の閉会中の委員会につきまして、ただいま御意見もいただきましたが、参考にしながら、正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、そのようにいたします。

最後に、その他で何かございませんか。

先ほどお伝えすればよかったですけれども、先日の委員会の審議の中で、須美江海岸に関す

る私の発言について、農政水産部漁業管理課漁港漁場整備室の担当の方が説明に来てくださいました。プレ大会の10月までに間に合うようにやりますということで御報告いただきましたので、委員の皆様へ報告しておきます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、以上で委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後1時18分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 内 田 理 佐

